【速報版】

１．議事日程

（第17回 予算決算常任委員会）

令和　８年　９月１７日
午前１０時００分　開会
於　　安芸高田市議場

１、開　会

２、議　題

（１）認定第１号　令和７年度安芸高田市一般会計決算の認定について
（２）認定第６号　令和７年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
（３）認定第７号　令和７年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
（４）認定第８号　令和７年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
（５）認定第９号　令和７年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
（６）認定第10号　令和７年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
（７）認定第11号　令和７年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
（８）認定第12号　令和７年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
（９）認定第13号　令和７年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
（10）認定第14号　令和７年度安芸高田市坂財産区特別会計決算の認定について

３、散　会

２．出席委員は次のとおりである。（１４名）

委員長	児　玉　史　則	副委員長	山　本　数　博
委員	益　田　一　磨	委員	佐々木　智　之
委員	熊　高　慎　二	委員	浅　枝　久美子
委員	小　松　かすみ	委員	南　澤　克　彦
委員	新　田　和　明	委員	山　根　温　子
委員	大　下　正　幸	委員	熊　高　昌　三
委員	金　行　哲　昭	委員	秋　田　雅　朝

３．欠席委員は次のとおりである。（なし）

４．委員外議員（なし）

５．安芸高田市議会委員会条例第２１条の規定により出席した者の職氏名（４５名）

市長	藤本悦志	副市長	杉安明彦
教育長	猪掛公詩	総務部長	新谷洋子
総務部政策統括監	佐々木満朗	危機管理監	神田正広
企画部長	黒田貢一	消防長	吉川真治
教育次長	森岡和子	企画部次長	小林崇文
危機管理課長	津賀山泰佑	総務課長	玉井郁生
秘書広報課長	山本裕子	財産管理課長	大田拓也
財政課長	塚本真樹	財政課入札・検査担当課長	竹添正弘
政策企画課長	松田祐生	ＤＸ推進課長	大下幹成
消防総務課	田中真二郎	警防課長	逸見飛鳥
予防課	小笠原祐二	会計管理者(兼) 会計課長	竹本繁行
行政委員会総合事務局	大﨑健治	学校教育課長	阿部正志
総務課課長補佐	小野光基	予防課課長補佐	浮田雄治
危機管理課防災・生活安全係長	山本智規	危機管理課消防団係長	西本龍
総務課行政係長	日野貴恵	総務課職員係長	小野哲司
秘書広報課秘書広報係長	森竹加代	財産管理課管理・営繕係長	泉竹千代
財政課財政係長	高橋秀尚	財政課入札・検査係長	中迫大介
政策企画課企画調整係長	下中裕子	政策企画課まちづくり推進係長	藤堂洋介
ＤＸ推進課ＤＸ推進係長	下瀬秋穂	DX推進課電算・通信管理係長	佐々木健一
消防総務課総務係長	河野円	警防課警防係長	柚木歩
警防課救急係長	溝上辰弥	警防課通信指令係長	石神準二
予防課予防係長	藤原祐介	会計課出納係長	高田由乃
行政委員会総合事務局係長	国広美佐枝		

６．職務のため出席した事務局の職氏名（４名）

事務局長	井上和志	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	宗近弘美	主事	實村崚

～～～～～～～～～○～～～～～～～～～

午前１０時００分　開会

○児玉委員長　　定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、これより第17回予算決算常任委員会を開会いたします。

当委員会における議案の審査は、令和8年第3回定例会初日に付託されました認定第1号「令和7年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、認定第15号「令和7年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの15件です。

審査日程は、お手元の審査予定表のとおり、本日18日及び25日の3日間といたします。

審査の順番は、本日は危機管理監、総務部、消防本部、企画部、会計課、行政委員会、総合事務局の審査を行い、18日に市民部、福祉保健部、教育委員会、25日に産業部、農業委員会、建設部、議会事務局の審査を行います。

そして、全ての審査が終了した後、討論・採決を行いたいと思います。

この際、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法については、お手元に配付しました審査予定表並びに主要施策の成果に関する説明書に係る各課の該当ページを記載した所管別主要施策一覧表により、部局ごとに審査することとし、各課の要点説明を受けて課ごとに質疑を行います。

会計については、一般会計から審査を行い、特別会計が関係する部局については一般会計の審査の後、特別会計の審査をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○児玉委員長　　異議なしと認め、さよう決定いたしました。

審査に先立ち、市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長　　皆さん、おはようございます。本日は、予算決算常任委員会へ付託となりました令和7年度の各会計事務事業の決算について、各部ごとに審査をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○児玉委員長　　これより審査に入ります。

認定第1号「令和7年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件を議題といたします。

初めに、決算の概要について説明を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長　　それでは説明します。

ここでは、2つの資料を使って説明します。

1つ目が、普通会計財政状況。2つ目が、健全化判断比率及び資金不足

比率報告書になります。
まず、普通会計財政状況から説明します。
資料の1ページ、タブレットの2ページをお開きください。
主なポイントについて説明します。
歳入総額は204億8,154万1,000円、歳出総額は198億1,052万7,000円で、令和7年度の決算規模は、歳入は前年度決算額を上回り、歳出は前年度決算額を下回りました。
単年度収支、実質単年度収支については、令和3年度決算以来4年ぶりにプラスになりました。いずれの指標も前年度の決算からどれだけ変動があったかを数値化したものです。
単年度収支で説明しますと、令和6年度の実質収支4億5,822万円が、令和7年度は5億7,759万4,000円と、1億1,937万4,000円増えたことを表しています。
このほかの主な指標につきましては、この後別の資料で説明します。
資料の2ページ、タブレットの4ページをお開きください。
歳入の決算です。
下から2段目、令和7年度の合計ですが、204億8,154万1,000円で、令和6年度と比較して6,901万1,000円の増です。
以下、主な変動要因について説明します。
表の上段、地方税は全体で36億9,523万3,000円。国の施策に基づく定額減税の実施に伴い減っていました個人住民税の所得割の回復などにより、1億1,548万2,000円の増です。
表の中段、地方特例交付金は2,366万3,000円で、定額減税の補塡財源となっていました特例交付金の減少により、1億945万3,000円の減です。
普通交付税は76億3,412万6,000円で、2億5,760万1,000円の増です。
表の下段、国庫支出金は23億789万3,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減少などにより、2億5,062万6,000円の減です。
寄附金は1億826万4,000円で、ふるさと納税制度寄附金の減少などにより、5,553万1,000円の減です。
地方債は10億6,900万円で、消防救急デジタル無線中間更新工事に係る消防債の増加などにより、2億9,200万円の増です。
続いて、資料の3ページは、ただいま説明した歳入の内訳を円グラフにしたものです。
令和7年度は、地方交付税が増加したことで、依存財源の割合が増加しています。
資料の4ページ、タブレットの6ページをお開きください。
性質別の歳出決算です。
表の一番下の段、令和7年度の合計ですが、198億1,052万7,000円で、令和6年度と比較して8,225万6,000円の減です。
以下、主な変動要因について説明します。

表の上段、義務的経費のうち人件費は39億7,191万1,000円で、人事院勧告等による人件費の増加などにより、2億766万9,000円の増です。

扶助費は31億447万円で、価格高騰重点支援給付事業費の減少などにより、2億2,754万3,000円の減です。

その他の経費のうち、物件費は32億4,684万8,000円で、児童生徒1人1台端末の更新整備に係る情報教育推進基盤整備事業費及び物価の高騰などにより2億4,089万7,000円の増です。

補助費等は、27億6,381万9,000円で、下水道事業会計事業費の減少などにより1億5,223万1,000円の減です。

積立金は4億2,406万5,000円で、ふるさと応援基金の積立額の減少などにより1億1,119万3,000円の減です。

次に、投資的経費のうち普通建設事業費は、15億3,246万6,000円で、消防救急デジタル無線中間更新工事や、通信不感地域解消に係る携帯電話基地局設置工事などにより、1億9,287万1,000円の増です。

災害復旧事業費は1億5,966万8,000円で、2億6,523万7,000円の減です。

続いて、資料の5ページはただいま説明した性質別歳出決算額を円グラフにしたものです。

令和7年度は、人件費の増加で義務的経費の割合、物件費の増加でその他の経費の割合が増加し、災害復旧事業費の減少で投資的経費の割合が減少しています。

資料の6ページ、タブレットの8ページをお開きください。

目的別の歳出決算です。

先ほど説明した性質別歳出決算を組み替えたものです。特徴としては、消防救急デジタル無線中間更新工事の影響で、消防費が40.8ポイント増加しています。

資料の8ページ、タブレットの10ページをお開きください。

財政状況を表す各指標について説明します。

左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは経常収支比率で、財政状況の弾力性を測る指標です。人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、市税収入、普通交付税などの経常一般財源がどれだけ充当されているかを示す比率です。

当市においては92.4％という数値で、令和6年度と比べると0.5ポイント改善しています。

要因としては、計算式の分母となる歳入、経常一般財源が令和6年度から約2億9,000万円増加しました。主には、普通交付税が増加しているためです。

一方、計算式の分子ですが、歳出経常一般財源が令和6年度から約2億1,000万円増加しました。主には、人件費と物件費が増加しました。

このように、分子は増ですが分母が分子以上に増となったことが改善の要因です。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

棒グラフは、地方債残高を表しています。おおむね右肩下がりで推移しており、令和7年度の地方債残高は約172億円となっており、合併後最も残高が少なくなっています。

続いて、9ページ左側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは、実質公債費比率です。公債費が財政の規模に比べて過大になっていないかを測る指標です。令和7年度は9.1％で、合併後最も低い数値となりました。

続いて、右側のグラフを御覧ください。

折れ線グラフは、将来負担比率で地方債残高や債務負担行為など、将来負担する必要がある費用が財政規模に比べて過大になっていないかを測る指標で、国が定めた早期改善基準は350％です。当市の令和7年度数値は52.4％で、合併後最も低い数値となりました。

資料の10ページ、タブレットの12ページをお開きください。

普通交付税について説明します。

下側の折れ線グラフを御覧ください。

合併算定替えによる措置が終了した令和元年度からは、約75億円で推移してきました。令和3年度は、国の新型コロナ対策により一時的に増えましたが、令和4年度以降は公債費の減少の影響もあり、約74億円で横ばいでしたが、令和7年度は法人税や消費税が増加傾向であるため、国税決算が過去最高となり、再算定による追加交付により約76億円となっています。

続いて、11ページを御覧ください。

基金の状況について説明します。

基金は、表の左側の区分でも分かるように、大きく3つの種類に分けられます。1つ目は市の貯金に当たる基金で、財政調整基金と減債基金です。2つ目は特定目的基金、3つ目は特別会計の所管する基金です。全ての基金残高の合計は、令和7年度末で82億5,070万2,000円となっています。

資料の12ページ、タブレットの14ページをお開きください。

基金残高の推移を積み上げ、グラフで表したものです。

資料の14ページ、タブレットの16ページをお開きください。

地方債別現在高及び借入先別現在高について説明します。

左側の表は、地方債現在高を事業債の区分ごとに分けたものです。地方債現在高は、令和7年度末で約172億円、前年度より約13億円減っています。右側の表は、借入別に分けたものです。最も多いものは財政融資資金の政府資金で、全体の46.9％を占めています。

資料の15ページ以降は、資料編となっています。

以上で、令和7年度決算普通会計財政状況については説明を終わります。

続いて、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告します。

報告書の1ページ、タブレットの2ページをお開きください。

この報告書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた普通会計の4つの指標について報告するものです。国が示す財政健全化に取り組むべしとする早期健全化基準、財政再生基準は、それぞれ括弧書の数値となっています。これと比べた市の指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれの会計も実質収支が黒字であることから赤字比率は生じていません。実質公債費比率は9.1、将来負担比率は52.4と、いずれも国が示す財政健全化に取り組むべきとする基準を大きく下回っています。

報告書の2ページ以降、タブレットの4ページ以降は、それぞれの指標の算出方法を示しています。

報告書の2ページ目は実質赤字比率、3ページ目は連結実質赤字比率、4ページ目は実質公債費比率、5ページ目は将来負担比率です。

報告書の6ページ、タブレットの8ページをお開きください。

令和7年度決算に基づく資金不足比率です。

これは、公営企業の資金不足の状況について報告するものです。国が示す経営改善に取り組むべしとする基準は、資金不足率20%以上となっています。各企業会計の資金不足比率は、いずれも実質収支が黒字であり、資金不足額は生じていないことから比率として計上されていません。いずれも問題なしという評価です。

7ページ以降は、資金不足比率の算出方法を示しております。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。先ほどの概要説明について、質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員　今、部長からは聞いたんですが、市長にお聞きします。

市長は、7年度の当初予算に主な事業として、「対話による改革」「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」「すく子育てとまなび」「ぬくもりのふくしとシニアの底力」「がんばる産業」という5つのほうでいろいろやって、今財政状況を聞きましたが、令和7年度実質収支決算の結果をどのように思っておられますか。

また、市長は7年度の方針として、市長・副市長の特命の案件って、タスクでいう特命な意思をもって出発されましたが、その総括的な市長の思いをお聞かせください。

○児玉委員長　金行委員、今質疑ということでよろしくお願いします。

藤本市長。

○藤本市長　お答えいたします。

令和7年度の決算が固まりました。5つのビジョンを掲げて、様々な施策を継続するもの、あるいは新規のものを含めて、限られた予算の中でできたのではないかなというふうに思っております。

それと、タスクというのは政策統括監のことだと思います。新たに政策統括監というのを配置して、これは部署横断的な市長あるいは副市長の特命事項について、速やかに迅速に対応してもらうということで設置をしました。この1年間活動してもらいまして、取り組んだ内容でも成果が出てきておりますし、近々皆さんに公表できる成果もありますんで、そういった意味では、統括監のポストは十分に機能していくというふうに思っております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員　普通会計歳入決算の説明をいただき、グラフ等で資料では3ページになりますか。4ページになるか知らんけども、その中で自主財源と依存財源。そこのところが説明もあったんですが出ております。

それで、6年度と比較したときに、やはり自主財源は減って依存財源が増えてきたという結果。これは過去から多分そういう結果だとは思うんですが、私が言いたいのは自主財源、依存財源も地方交付税に頼って、地方交付税の割合でいったら増えてると。依存してるというところの中で、やはり自主財源はしっかり伸ばしていく必要があるんじゃないかなというのを、この7年度の決算から伺えると思うんですね。

それで、当初予算編成も5年間ぐらい財政調整基金を削って予算編成をされてきた中では、やはり自主財源を増やしていくような考え方が必要なんじゃないかと思うんですが、そこら辺りは総括的にどういう考えで決算状況を判断されながら今後に生かしていかれるか、お伺いしたいと思います。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本財政課長　令和7年度決算でいきますと、特に地方交付税のほうが増加をしている関係で、依存財源のパーセンテージも増えているような現状であります。

地方税のところ、自主財源の地方税を見ていただきますと、令和7年度決算では増加しているというところでありますので、実際的な割合といいますと、広く悪くなったというイメージではない印象であります。

以上です。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　少し補足というか追加をさせていただきたいと思うのですけれども、やはりここで今財政課長が言いましたように、数字的には、グラフ的に

はそういう見方になるんですけど、我々がこの決算をどのように評価をするかという部分は、企画部長の総括説明の中でいろんな数字を上げながら基準を満たしてると。判断基準に到達してないとかいろいろ言いました中で、全てクリアになってきております。

特に見ていただきたいのは、タブレットで2ページになりますが、普通会計の決算財政状況、ペーパーで1ページになりますけれども、やはり実質収支と単年度収支、これが黒字になっているということですので、収入に見合う支出で抑えているというのを御覧いただけるというふうに思いますし、次に見ていくのがやはり経常収支比率でありまして、これも通常どれぐらいがいいかというと、80%とかそういうところになるんですけれども、全国的に見ても92.4という数字ですので、前年度よりは好転しているということも言えますので、ここをいかにパーセンテージを抑えるのかというのが市にとっては自由に使えるお金をつくって、自分の政策に投資していくというのがここで見てとれますんで、もう少しこれは頑張っていかなくてはいけないところだとは思います。

あとは、基金のところがやはり見ていくところになるんですけれども、ペーパーで11ページですから、12ページになるのかもしれません。特に、財政調整基金の減債基金の合計のところになりますけれども、令和7年度で17億7,000万余ということで、前年度末を上回っております。

ここをまだ標準財政規模の何%かというのがありますけども、そこまで持っていくにはもう少し残す必要があるんだろうなと思っておりますけれども、過去に比べれば一番高い額を残してきておりますので、この辺も市としては次の年度あるいは新しくやりたい事業があればこういうものも回せますし、その他特定目的基金の中もまだ十分に確保できていますので、その辺はしっかり目的に沿った形で使うということになりますけれども、財政、決算で見れば、今のような指標をそれぞれ我々としては見ながら、毎年度の予算とか、あるいは支出に対するといいますか、抑制といいますか、不要不急の支出を避けるとか、そういったところも見ていかなくてはいけないところの一つの物差しとして今のところを見てますので、それらについては十分いい数字であるという評価はしておるところです。

以上です。

○児玉委員長　秋田委員。

○秋田委員　今説明をいただいた中で、答弁の中ではやはりこの決算状況を見ると、そんなに悪い数字ではないということなので、それはそれで私たちよりも行政の見方のほうが正しいと思うので、いいと思います。

ただ、財政調整基金も12億でしたか。大体、財政標準規模でその10%、1割ぐらいが標準であるだろうということで、多分12億ぐらいなら適正なのかなというふうには考えるんですが、やはり何があるか分からん。災害があったら一遍に今までも減ってきたような状況の中で、貯金はし

っかり残しておくべきだし、でも予算はまた今まで5年間ずっと財調を崩してきたわけですが、来年度はどうなるか分かりませんけれども、そこら辺りのことを考えたら財調をしっかり残す必要があって、そうするための歳入はしっかり計画性を持って取り組んでいかにゃいけんような気がするんですね。

そうしたところで今の答弁で、市長にお伺いしたいのが、また来年度予算の話は予算なんですが、市長としては今後大型事業もあったり、あるいは物価高騰による支出なんかも増えるだろうということから、これを基に来年度に向けて施策展開をする上においては、どうしてもこの結果は参考にすべきだと思うんで、この結果を基に来年度はこのようにという思いがあったらお伺いしておきたいと思います。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長　お答えいたします。

決算の状況は、先ほど来悪くはないという見方もあります。しかしながら、実質的に言うとやっぱり余裕ある財政ではないと思ってます。財政の調整基金にしても財調にしても、もう少し積み上げておけば安心できるという状況であると思いますんで、そういった現状を見ながら、しかしながら先ほどありましたように大型事業も待ち構えております。そういったものもこの決算あるいは見込みを十分に立てて、しっかりと財政運営をしていきたいというふうに思っております。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　資料11ページ、タブレット12ページ、13ページですけれども、財政調整基金のお話ありましたけども、財政調整基金増えてますけど、目的基金は減少になっていると思います。

この考えとしては、目的に沿って使用されたので減少になったというような考えでよろしいでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本財政課長　委員おっしゃられるように、基金を積み立てた目的に沿って取り崩して使用させていただいてるというところでございます。

以上です。

○児玉委員長　熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　勉強不足な質問かもしれませんけど、この目的基金を取り崩した場合、使用されなかった場合は元の基金に戻るんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　議員おっしゃるとおり、毎年当初なり補正なりで各基金から必要な額を予算計上して、3月末までに基金を実際どれぐらい崩さなければなら

ないかという金額を固めた時点で、もうその必要額のみ取り崩してという形になりますので、ほとんどの場合、予算で基金繰入金という形で予算計上する額よりも少ない金額が実際に、ここでいう表でいうところの基金取崩し額という形になります。

ただ、財政調整基金だけは、実際のところ最終補正の段階で財政調整基金繰入金という形で予算計上した額、満額を取り崩しする形にはなります。

特目基金は先ほど説明させていただいたとおり、実際最終予算の時点で基金繰入れする金額よりも少ない金額が大体取崩しの金額という形になります。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員　タブレット14ページ、資料は15から16のところの、今現在借入れしてるところが出てるんですけど、各繰上償還というのをやってきてると思うんですが、そこらが令和7年度がどうだったのかということを伺います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本財政課長　資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

中段辺りに、繰上償還（任意分）という欄がございますけども、そちらゼロということで、繰上償還のほうは令和7年度も行っておりません。

以上です。

○児玉委員長　新田委員。

○新田委員　ということは、金利が高くてこれは早めに返したほうがいいと。借換えとかその辺については、お考えがあったかなかったか。その辺を伺えますか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　お答えします。

繰上償還を基本的には予算に余裕があるとき、特に減債基金ですね。減債基金の残高に余裕があるときは、積極的に繰上償還したほうが、今の利率が特に高い時期のものについてはやるべきという考えはありますが、今まで実は繰上償還というのは臨時財政対策債か。臨財債という言い方してますけれども、国が普通交付税の予算が足りない分を起債を借りて補いなさいみたいな形で、各市町がそれで借りた起債について、大体15年ぐらいの期間で借入れする。10年ぐらいで利率見直しの時期が来るんですけれども、その利率見直しをする時期のときに、もう残ってる残額を繰上償還するというのを過去は減債基金に余裕があるときはやってました。

ただ、今実はさっきの10年の話でいうと、利率が低かった頃の臨時財政対策債なので、本来はだから新田議員おっしゃるとおり、お金に余裕があれば今利率見直ししたら、今度残りの5年の利率が上がったりするので本当は繰上償還したいんですけれども、減債基金にそこまで余裕がない状態。今、実際減債基金先ほどの表でいうところの1ページのところに、7年度決算でいえば5億1,000万円残があるじゃないか。表でいったら前よりも増えていきよるじゃないかというところであるんですが、実はこの減債基金の積上げについては、国から指示があって、その指示に基づいて積み上げて、なぜ積み上げてるかといったら、後の年度にまたその積み上げた分を崩しなさいという形の半ば強制的な国の指示に基づいて今積み上げてる状態ですので、この5億1,000万円という減債基金が、じゃあ全て繰上償還の財源として安芸高田市が使えるかといったら、実はそこまで使える数字ほどは余裕代がないのが実情でございます。

ですので、本来はおっしゃられてるとおり繰上償還したいのですが、ちょっと今現時点ではできないというのが実情でございます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　今、新田委員の質問があったところで、減債基金ですね。減債基金の余裕がある場合は繰上償還もというようななお話だったんですけれども、余裕のある・なしというのは、どの辺りで判断ができるんでしょうか。

例えば今年度の場合、令和7年末の場合どの程度が適正で、ボーダーがどこになるのか。どういう考え方なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　先ほどの臨時財政対策債というものを繰上償還する際には、毎年、毎年先ほどのルールでルーティンでいうところの借りて10年たった分というのがどれか。そのときの残りの残債、残りが何ぼあるかというところがキーになるんですけれども、今から10年前に減債基金を借入れした分については、基本的には大体10年たってまだ残高が1億円、2億円ぐらい残ってるものがほとんどなんです。ですので、1億円、2億円ぐらい減債基金が余裕代がないと、基本的には厳しいかなというのが財政課としての思いです。

この5億1,694万6,000円のうち、じゃあ減債基金の今説明したようなルールで使えるような余裕代が1億円、2億円あるかといったら、正直ほとんどイコールぐらいしかない状況なんですね。ゼロにするのは正直財政課としては危険過ぎてとても手が出せないというのがありますので、今現時点でなかなか踏み切れない。ボーダーラインは何ぼというのは、正直言って年によって違うので、何ともはっきりとした1億、2億、3億

というようなボーダーラインは、申し訳ないんですが説明できないのが実態です。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、質疑を終了します。

続いて、これより危機管理監の審査を行います。

危機管理課の決算について説明を求めます。

津賀山危機管理課長。

○津賀山危機管理課長　それでは、危機管理課の決算について説明をいたします。

説明書の5ページ、タブレットの12ページをお開きください。

交通安全推進事業です。警察や交通安全運動推進隊と連携し、交通安全指導などに取り組んでいます。

シート中段左側、実施内容。

児童生徒及び高齢者対象の交通安全教室を開催しています。児童生徒登校中の交通指導は、交通安全運動推進隊を中心に実施をしております。グッドドライバーレッスンは、運転技術並びに安全運転意識の向上を目的に開催し、昨年度は高齢ドライバーから事業所の若手社員等の若手ドライバーまで幅広く参加を呼びかけ、それぞれの運転特性に合わせたレッスンを提供しました。

次に、成果と課題です。

成果の1点目。交通教育活動の対象は、これまで児童・生徒や高齢者に偏りがちでしたが、昨年度は事業所や団体の若手社員向けのドライビング研修に取り組み、幅広い世代を対象に啓発・教育活動に取り組みました。

次に課題です。課題の2点目、交通安全への啓発は、これまで広報誌やお太助フォン、ホームページといった媒体の利用がほとんどでしたが、市公式ＳＮＳも有効に活用しながら、交通安全に関する情報や注意喚起を発信していき、事故防止、交通安全意識の向上につなげていく必要があると考えております。

続いて、説明書の6ページ、タブレットの14ページをお開きください。

防犯事業です。地域安全推進員による防犯活動や、地域管理防犯灯の新設等に対する助成事業などに取り組んでいます。

シートの中段左側、実施内容の6点目になりますが、昨年度は国の地方創生臨時交付金を活用し、住宅用防犯機器設置補助金事業を実施しています。事業計画では、補助金申請数400件の目標を立てていましたが、結果として、補助金交付件数は350件、補助金交付額は323万5,400円となりました。

次に、成果と課題です。

成果の1点目。地域の集まりやイベントに出向き、防犯講話や啓発活

動を行うなど、特殊詐欺対策や防犯に対する意識啓発に取り組んでいます。

次に課題です。課題1点目。全国的に特殊詐欺被害が多発しています。手口も巧妙化・多様化していますので、特殊詐欺の特徴や対策方法の周知など、被害の防止に向け取組を強化する必要があります。

続いて、説明書の7ページ、タブレットの14ページ。

消費者行政推進事業です。消費生活相談窓口の開設、消費者被害防止に向けた講習会や啓発活動に取り組んでいます。

シートの中段左側、実施内容。

消費生活相談は、年間延べ36件の相談受付。相談窓口は週1回の開設、年間44日開設しています。主立った啓発活動として、吉田高校、向原高校で講座開催のほか、二十歳の集い出席者に啓発用冊子を配布しています。

次に、成果と課題です。

成果の2点目。消費生活における問題が複雑化しており、相談員のスキルアップが求められる中、職員も研修を受講するなど、消費生活相談の充実に努めています。

次に課題です。課題の1点目。特殊詐欺・悪質商法被害の最新事例や手口の紹介などは、新公式ＳＮＳを利用しますと、よりタイムリーな情報提供、注意喚起が可能となりますので、情報発信する手法としてＳＮＳの積極的な利用、これが必要と考えております。

2点目。一方で、デジタルに不慣れな世代、高齢者層に対しては、地域あるいは団体単位で開催する防犯講話での直接的な注意喚起が有効となりますので、悪質商法などの被害の最新事例や手口を紹介するなど、実践的な内容で啓発・注意を促していく必要があると考えております。

続きまして、説明書の8ページ、タブレットの16ページをお開きください。

非常備消防事業です。消防団活動に係る事務事業となります。

シート中段左側、実施内容。

消防団員数は、2025年度末時点で665名です。消防団員への年額報酬、出動報酬決算額は資料に示すとおりです。2025年度の消防団火災出動は36件、延べ1,248名が出動しています。

次に、成果と課題です。

成果の1点目。計画どおりに訓練を実施し、災害時の対応力、技術向上に努めています。

次に課題です。課題の2点目。市全体の消防団員の平均年齢は48歳となっており、将来的な担い手確保のために若年層の入団促進・育成が急務と考えています。

続いて、説明書の9ページ、タブレットの16ページ。

消防施設管理整備事業です。消防団活動に必要な車両、資機材の整

備・更新のほか、消防水利の管理を行っています。

シート中段左側、実施内容。

消防団車両の更新は、八千代方面隊第1分団の消防ポンプ自動車、甲田方面隊第7分団の小型動力ポンプ付積載車、吉田方面隊の指揮者の更新を行っています。防火水槽撤去事業は、機能低下や劣化が見られる防火水槽を撤去するもので、2025年度は吉田町川本地区の1基を撤去しています。

次に、成果と課題です。

成果の1点目。消防団の車両更新は使用年数や性能劣化などを考慮し、おおむね納車から25年経過で更新することにしていますが、現状計画的に更新が進んでいます。

次に課題です。課題の1点目。現状、近接する分団による合同活動の動きがありますが、車両や詰所は以前のまま使用することを認めています。これには地域の事情もあることから、従前どおり運用していますが、将来的には車両や資機材、詰所の集約化を検討し、維持費等の抑制につなげていく必要があると考えています。

続いて、説明書の10ページ、タブレットの18ページをお開きください。

災害対策事業です。地域防災計画の改定による防災体制の強化、自主防災組織活動の支援など、災害に強いまちづくりを進めるものです。

シート中段左側、実施内容。

2点目、自主防災組織活動支援では、自主防災組織等が主催する訓練や研修会に職員が出向き、講話などを行った件数27件。また、自主防災活動に対する助成として、訓練補助金を13団体に交付しています。

3点目、防災協定締結先との訓練。昨年度は10月にヤマト運輸、3月に安芸高田警察と訓練を実施しています。

4点目、災害対策基本法では、災害時に自力で避難することが困難な方について、避難支援等を実施するための計画、個別避難計画の作成を自治体に求めています。昨年度は、福祉事業所のケアマネージャー等の福祉専門職の協力の下、個別避難計画を作成していくこととしたため、まず8月に研修を実施しています。その後、福祉事業所と委託契約を締結、計画作成を進めていきました。結果として、作成実績は32件となりました。

次に、成果と課題です。

成果の3点目。事業所等との災害時応援協定は、市の災害対応力にとってプラスとなりますが、本質的には大規模災害発生時や避難生活が長期にわたる場合など、それが有効に生かせるかが大事になってきます。このことから、平時からの連携や合同訓練の実施は有効であったと評価をしております。

次に課題です。課題の1点目、現状個別避難計画の作成については、対象者の心身の状態を把握されているケアマネジャーや相談支援専門員

などの福祉専門職に協力をいただいていますが、行政側から単に作成を委ねるだけでなく、課題の共有や好事例の紹介など福祉専門職をバックアップし、ともに計画をつくり上げる姿勢で取組を進めていく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

○児玉委員長　以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　資料でいうと、6ページそれから7ページですね。タブレットでいうと14ページ、15ページ辺りになるのですが、いずれも成果と課題の課題のところですね。

特殊詐欺などもしかりですし、民民のトラブルのところについても、やっぱり年度ごとの大まかなトレンドみたいなものが恐らくあるんだろうと思っております。その中で、6年度から7年度、今回実施された部分の中において、トレンドの変化などが実際に被害の内容だったりとかモデルケース、そういう手口の実例のところでトレンドの変化を大まかなものがあったかなかったかを把握されているか、伺いたいと思います。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

津賀山危機管理課長。

○津賀山危機管理課長　防犯事業でいいますと、まず特殊詐欺に対する啓発活動に重点を置いて活動を行っております。

最近の特殊詐欺の被害状況なんですけど、偽警察詐欺というのが多く発生をしています。安芸高田市ではそういった事例はないんですけど、全国的には偽警察詐欺というものが多くあります。加えて、ＳＮＳ型投資詐欺、ロマンス詐欺と言われるもの。そして、最近は金塊を買わせる詐欺。こういったものも増えてきております。

こういった手口等を紹介しながら、啓発活動を行っているところです。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　実際に行われた防犯講話だったりとか、そういう啓発の内容のところに、6年度と違うような内容で実際に改善で盛り込まれたりというものは、具体的にありましたでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山危機管理課長。

○津賀山危機管理課長　こういった特殊詐欺の電話というのは、その8割以上が国際電話からかかってきます。ですので、我々としては国際電話をストップしましょう。受けないようにしましょうと、そういった啓発活動を昨年度重点を置いて実施をしておりました。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益 田 委 員　昨年の6年度の資料の6ページでいうと、防犯講話は実施13回で受講者442人としていただいてるかと思うんですが、今回の6年度の実績だと防犯講話啓発活動の合計の回数が、6年度の実績が11回で、防犯講話の参加人数が402人となってるので、内訳で2回分ほど別集計されてるところがあるのかなと推察したんですが、この分け方とか区別の仕方、ちょっと伺いたいなと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

津賀山危機管理課長。

○津賀山危機管理課長　防犯講話は、主に地域のサロンであったり老人クラブを対象に実施をしているところです。6年度のシートと今回提示したシート、回数に若干差があるというところなんですけど、集計の仕方を変えたといいますか、見直したというところで、若干回数の差が出ているものと思います。

以上です。

○児 玉 委 員 長　益田委員。

○益 田 委 員　そうですね。昨年に掲載された内容で、もちろん事務事業評価シートの改善をいただいたことによって、数値の書き方だったりが見直されたんだろうとは思うのですが、なぜ見直されたかのところがもう少し具体的に伺いたいところがありまして。

防犯講話って同じ文言で、昨年の資料でいうと実施13回、受講者442人。今年度においては、防犯講話啓発活動を実施回数ということで、枠組みとしてはむしろ増えるんじゃないかなと把握をするんですけど。ただ、6年度の実績事業としては、昨年は13回と書いてあるのが実績11回なんだよと。昨年は受講者が442人と書いてあるのが、防犯講話の参加人数が402人なので、このずれがなぜ起こったのかというところをもう少し具体的に伺いたいと思います。

○児 玉 委 員 長　暫時休憩とします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１０時５６分　休憩

午前１０時５６分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児 玉 委 員 長　休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、おおむね1時間を経過しましたので、11時10分まで休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１０時５７分　休憩

午前１１時１０分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児 玉 委 員 長　休憩を閉じて、再開いたします。

引き続き、答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　令和6年度の事務事業評価シートの実施内容のところ、防犯講話実施13回としておるのは、防災講話と防犯講話。これを組み合わせて実施したものも含めております。今回、7年度の事務事業評価シートを整理したものは、防犯講話単独の数を拾っております。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　ありがとうございます。よく分かりました。

防犯講話の回数で見ると、昨年度と比較して減ってはいるんですけど、参加人数については。1回当たりの参加人数が増えてるように見えるんですけど、これの要因とか分析をされていれば伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

山本係長。

○山本危機管理課防災・生活安全係長　昨年度11月16日に甲田文化センターミューズで行った、地域振興会全体に行った防犯講話。こちら207名参加されていらっしゃいますので、そちらが大きな要因かと思われます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　次のページで資料の7ページ、タブレットだと15ページなんですが、成果と課題のところの課題にＳＮＳを利用した注意喚起、啓発を強化していく必要があると書いてあって、今後の取組、改善等にも啓発を強化するというところ書いてます。

いわゆる課題の意識をされてるんであれば、当然そこの部分が成果指標に当たってきてしかるべきかなと思うんですが、回数を多くするとか、どの程度こういった広報啓発を強化されるのかというところが、多分目標値、実績値というのが入ってくると非常に分かりやすいと思うのですが、こういった部分で現状の実施内容に書いてある広報のとこですね。お太助フォンのほうは3回とかＳＮＳの3回というのは、一応これが今現状でいうところの目標値どおりに実施されたと見ていいのか、伺いたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　基本的に消費者行政、これは消費者の消費生活における被害の未然防止と被害の最小化、こちらを目指しているところです。こういった被害ゼロに向けた取組が、成果指標、活動指標に表れるような形で、それが適切と判断すれば今後見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員　今の防犯事業の関連なんですが、ページは6ページで、タブレットが

14ページですか。

防犯事業の中で、今防犯講話とかございましたけれども、コスト情報の中で報酬が令和7年度、令和5年、6年は発生してなかったんですが、令和7年度は130何がしかが発生してるんですが、これは防犯講話とかそうした謝礼とかそういった形なんでしょうか。報酬というのがよく分からないんですが。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

防犯推進事業における報酬ですが、昨年度、国の交付金を活用して、住宅用防犯機器設置補助金事業に取り組んでおります。そちらで会計年度任用職員を1名雇用しておりますので、その職員の報酬がこちらの費用の内訳のほうに入ってきております。

ですから、防犯講話とは関係はございません。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　まず1点、根本的なところで伺いたいんですけども、事務事業評価シートのいずれにも共通なんですが指標のところで、活動指標と成果指標と分かれてるかと思うんですけれども、私が解釈するには、活動指標というのは事業を行うときに何を何回やるとか、そういったことの目標であって、成果指標というのはその結果どう行政効果が現れて目標に近づいたか。その結果を表すものが成果指標なのかなという理解なんですけれども、その理解で大丈夫でしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本財政課長　委員おっしゃられるように、活動費用につきましては、業務をどれだけ提供を行ったかを示すものでありまして、成果指標につきましては、それによってどのような影響・効果がどれだけで実現したかを示すという指標になります。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　事務事業評価シートを決算に当たりざっと確認をしていくわけなんですけれども、その辺りが成果指標のところに、何ていうんですかね。コントロールできる通知。自分たちが何かやったかとかいうものが入ってるものがあったり、空欄というか、その辺りが随所、随時でやっていくんですけども、そういうところが結構あやふやなものも散見されてます。こういったところは、各部の長のところの責任なのか。それより上の副市長のところの責務なのか。その辺り教えていただければと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　今回、事務事業評価シートを見直しさせていただきました。事務事業評価シートを見直しするに当たって、今回なぜ見直しをさせていただいたかというところからまずお話をさせていただきますと、このたび総合計画はまず改定になりました。その総合計画改定になったことによって、事務事業の概要、一番上のところですね。そこを3次総合計画に沿った体系にまず変更した。したかった、しなければならなかったというのがまず1点です。

その後、今までの事務事業評価シートが単年度というか、決算年度の当初予算、最終予算で、あと決算額という記載であったところを俯瞰できるような形で、3年間の決算額。あと予算については、その決算額と最も近しいということになると最終予算額ということで、その最終予算額と決算額の3か年度を俯瞰して見れるような形に変えさせていただきました。

あとは、今までは財源の内訳とかも記載しておったんですが、よその自治体の事務事業評価書シートをいろいろと参考で見させていただくに当たって、極論財源の記載すらないような自治体もあったりして、正直なところただ何もない、財源について何も書かないというのもまたいかがなものかというところで、結果、特定財源と一般財源という2つの記載をさせていただく形に変更しました。

あとは、活動指標・成果指標についても、今まで単年度しか載ってなかったものを3か年度という形で載せさせていただくという形にしました。

あとは、ＰＤＣＡサイクルというのを考えたときに、ＰとＤとＣは書いてあってもＡが今まではなかったので、Ａにあたる部分を一番下に記載する形で変更させていただきました。

あとは、このたび活動指標・成果指標というものを担当課、様式が変わって担当課に作成を依頼するに当たって、活動指標というのは実際その事業について何をやったかというところの数字を入れるべきだという考えから、何を何回やったとかそういった記載をしていただく。成果指標については、できる限り総合計画に一応体系で各事業がぶら下がっておりますから、総合計画の既に載ってる指標が、目標みたいなものがありますので、それを書ける事業についてはまずそれをそこの成果指標のところに書いていただきたいというふうに担当課にお願いしました。

ただ、全ての事業が成果指標が総合計画の各目標的な数字というものとマッチというか、分かりやすく結びつくということにもならない事象もありますから、そういったところについては、要は活動した成果というか、それが出るような記載をお願いするようにしました。

ただ、実際事業によっては、例えば先ほどの危機管理課の例えば消費者の分の事業とかもそうですけど、成果指標というものを何も言い方が合ってるかどうか分かりませんけど、事が起こらないことが一番であっ

て、そういった場合に成果指標のところに数字を書くことが難しい事業というのもあるというのも担当課からお話は伺いました。それをいう場合は、もう実際成果指標のところは空欄でも致し方ないのではないかということで、財政課は各担当課のほうにそういった回答をさせていただいております。

ですので、最初の質問に戻りますと、南澤委員の責任の所在というか、どこから指示があってという、各課、各部というそれぞれ課長、部長でそれぞれ事務事業評価シートについて確認はしていただいているはずなんですが、ただ、考え方というのはもう財政課が指示を出してやっておりますので、空欄というものについては、ある意味財政課の指示でもあると。事業について総合計画の体系とか目標とかとなかなか結びつけて直接というのが書きづらい、書けないというものについては、そういうふうに担当課が考えておるのであれば、そこの成果指標というところは空欄にしていただいてもしようがないという形で、財政課のほうでは担当課のほうに一応そういった形でQがあったときにはAで回答させていただいております。

ちょっと回答になってるかどうか分かりませんが、責任の所在というかその流れという形で、以上で説明を終わります。

○児玉委員長　続いて答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　追加になりますけれども、責任の所在という最後の質疑のまとめだったので、これは財政課のほうで指示はしまして、それぞれでまとめておりますので、まとめた先の課長なり部長なりの責任があります。最終的には、私のほうが事務の総括になりますので、私の責任になります。

それは質疑としてお答えをしますが、今、係長がいいましたように、中にはなかなか成果指標とか活動指標というものが当てはまらない事務事業も、難しい事業もあります。でありますから、委員の皆さんお気づきの部分がありまして、こういったところはこういう見方のほうが決算としてよりよいのではないか。決算の審査ですから。そういうふうな御指摘をいただければ、また改善をしていきたいというふうに思いますので、よろしく御判断いただければと思います。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員　説明資料の8ページで、タブレットが16ページになると思うんですが、消防団の関係ですけど、コストの情報の中の決算額ですが、報償費が5年、6年に比べて3分の1ぐらいになっとるんですね。令和7年、決算額500万円。何か請求方法を変えられたのかな。なぜ、2,000万円も予算が余るんか。その辺はどうだったのか説明をお願いしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　非常備消防費のコスト情報の中、報償費505万8,000円。こちらは、2025年度の中途に消防団を退職した退職報償金となります。消防団の退職者団員の退職報償金となります。

前年度決算最終予算と差がある理由ですが、こちらは2026年3月末退職者の退職報償金。こちらは、新年度に入って4月以降に支払うことになりますので、2026年度予算で対応したためです。

以上です。

○児玉委員長　続いて答弁を求めます。

神田危機管理監。

○神田危機管理監　補足させていただきます。

人事異動の役員交代の時期が3月末に変わったんです。それまでは12月だったんです。なので、以前は12月で退団される方が多かったのでこの額だったんですけど、3月で退団された方、報償金間に合いませんので、翌年度になってしまっているので、昨年度については額が低いということでございます。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　説明資料の6ページ、タブレットの14ページになるかと思います。

実施内容の4番、防犯灯設置事業、老朽化防犯灯の撤去なんですが、昨年の当初予算の際に、防犯灯を使ってないところの管理の在り方について、検討されていくというようなことをおっしゃっていたかと思います。特に、地元で設置をしたものではなくて、市が管理している517の防犯灯について、管理の在り方について検討されていくというようなお話があったかと思うんですけども、その検討の結果どのようになっているのかという辺りについて質疑をしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　現状、市が管理する防犯灯は515あります。その全てを管理主体である私どもが定期に点検・確認するのは難しいことは御理解いただけると思います。

市管理防犯灯、地域管理防犯灯と管理区分に違いはあるんですけども、適切な維持管理には市民の皆様からの情報提供といったものが重要です。ですから、点灯していない。あるいは日中も点灯が続いている。そういった不具合を確認された際は、市民の皆様から情報提供をいただくというのが基本的な考え方です。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南　澤　委　員　今のは日中の管理だと思うんですけども、使ってないところというか、住民の方があまり通行量がなくなったというようなところも管理してるところがあるんだろうと思うんですけども、その辺りの今後の管理の仕方についてお伺いしたいと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　市が管理する防犯灯で、もう既に役割が終わっているもの。あるいは、専用柱が木柱で腐食等が見られる場合は撤去を毎年度計画的に進めているところです。

以上です。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐 々 木 委 員　説明資料の6、7ページ、タブレットでいうと14、15ページの消費者行政推進事業の実施内容3番のところ、高校生向け啓発講座というのがあるんですけども、講座のほう、昨年度の事務事業評価シートには記載がなかったので新たにされたのかなと思うんですけど、成果として消費者教育を推進したというふうにあるんですけども、具体的にどのような成果が上げられたか。分かれば教えてください。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　昨年度、吉田高校と向原高校で啓発講座のほうを開催しております。消費者トラブルを巡る状況ですが、当然若年層も被害に遭う傾向がございます。それぞれ高校生がスマホを活用したりしてゲームなどいろいろなコンテンツを利用します。そういった利用する際の課金であるとか、そういったトラブルというのが報告されておりますので、若年層にも対策を打って出ようということで、昨年度、吉田高校、向原高校で講座を行っております。

以上です。

○児 玉 委 員 長　佐々木委員。

○佐 々 木 委 員　成果としてはその辺りが、啓発講座の内容が高校生にも周知されたというふうな理解でよろしいでしょうか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　佐々木委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南　澤　委　員　説明資料5ページのタブレット12ページ。

交通安全推進事業で指標のところ。児童生徒対象の交通安全教室、実

施回数が32回で参加人数が1,872人と。去年と比べるとかなり増えていて、増えている要因というか、その辺りを教えていただければと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　こちらの活動指標のところ。児童生徒対象の交通安全教室。こちらは、実際には保育所、幼稚園、あるいは放課後デイサービスといった児童生徒、幼児も含めてやった回数も含めて計上をしているところです。

これまでは小・中学校にとどまっていたところなんですけど、放課後デイの事業所へも出向いたりして交通安全教室の開催をしているところです。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　状況分かりました。すばらしいことだなと思います。

ここの成果指標なんですけれども、これまでは交通死亡事故件数だったり人身事故件数が成果指標として出ていて、この事業自体も最終的にはそこの事故件数の減少が追いかけるべき数字ではないかなと思うんですけれども、その辺りについて所感を伺えればと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

津賀山課長。

○津賀山危機管理課長　2024年度決算までは、成果指標に交通死亡事故件数あるいは人身事故件数を用いてましたが、2025年度の決算から指標を見直しております。見直し前の指標は、事故件数ゼロ件への到達度を図る上では有効だったかも分からないですけども、それよりも事故を起こさないための予防、対策ができているかというところを見るほうが適切と判断し、見直しを行っております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって危機管理監の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１１時３４分　休憩

午前１１時３６分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて再開します。

これより、総務部の審査を行います。

総務課の決算について説明を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　総務課の決算について説明します。

説明書の11ページ、タブレットの18ページをお開きください。

資料の説明前に、申し訳ありません。資料の訂正をお願いいたします。令和6年度に行政嘱託員が不在地域の1か所が、令和7年度から行政嘱託員1名の選任を新たに行っていただいたことについて、行政嘱託員の総数に反映できておりませんでした。よって、資料右上の事業概要内、資料中央左側の実施内容欄、資料下段の指標右端の令和7年度実績値にある476人は、477人の誤りでした。事業概要欄、実施内容欄、指標の令和7年度実績値の計3か所の476を477へ訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

改めまして、資料の説明をいたします。

この事業は、行政情報の提供や顧問弁護士委託等総務一般管理事業を行っています。令和7年度は、総務省実証事業もこの事業内にて事務を行っております。

実施内容ですが、行政情報提供事業では、行政嘱託員による通知広報の発送を行っています。日直・宿直事業では、本庁のみ安芸高田市シルバー人材センターから日直員及び宿直員の人材派遣を受け実施しています。顧問弁護士委託では、本市顧問弁護士へ相談業務を委託しています。総務省実証事業では、令和7年度、地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業の採択を受け、市内15郵便局において証明書交付等の手続を実施しています。

次に、成果と課題です。

成果は、地域からの申出に基づき、2行政区について合区を行い、行政区のスリム化を実施しました。また、郵便局において証明書交付等ができる環境を整備し、行政サービス拠点の拡充に取り組みました。

次に、課題です。行政区の空洞化の対応として、行政区の再編や地方見直しに向けた具体的な方針策定が必要であること。また、郵便局で行政手続が日常的に利用されるよう、情報周知について改善が必要と考えております。

続きまして12ページ、タブレットの20ページをお開きください。

法制執務事業です。この事業は、情報公開、個人情報保護及び法務管理に関する事務です。

実施内容ですが、法制執務事務では、条例等の制定や改廃を行っております。情報公開・個人情報保護事務では、情報公開条例等に基づく公開請求について制度運用を行っています。

次に、成果と課題です。

まず、成果です。行政手続条例を改正し不利益処分を行おうとする際に、事前に必要となる聴聞等の意見陳述手続の通知を公示送達で行う場合、インターネットによる公表を前提とする見直しを行いました。また、アナログ規制の点検を実施いたしました。

次に、課題です。アナログ規制の見直しについて、デジタル化の進捗

に合わせて非常に多くの例規等の改正を行う必要があり、今後の課題と捉えております。

続いて、13ページを御覧ください。

人事管理事業です。この事業は、職員の人材育成、人事管理、福利厚生や給与管理を行うものです。

実施内容ですが、職員人材育成事業では市独自研修や、県研修センター等での研修を実施しています。職員人事管理事業では、第5次職員定員適正化計画を策定し、今後の適正化の方向を決定したほか、人事評価を行っております。職員福利厚生事業では、定期健康診断を実施しています。衛生管理事業では、カウンセラーによるカウンセリングや健康相談を実施しています。

次に、成果と課題です。

まず、成果です。持続可能な行政体制の構築を図るため、第5次職員定員適正化計画を策定いたしました。

次に、課題です。退職者のピークや人口減少を踏まえ、適切な定員管理を行うため、採用試験の継続的な見直し・改善など、人材確保に向けた対策を充実させることが今後の課題となっております。

続いて14ページ、タブレットの22ページをお開きください。

重点支援地方交付金現金給付事業です。この事業は、物価高騰の影響を受けている市民生活支援のため、国の交付金を活用し給付を行うものです。

実施内容ですが、重点支援地方交付金現金給付事業は、2026年4月からの給付を開始するため、現金給付業務委託等の契約を締結し、給付の準備を行いました。

次に、成果と課題です。

まず、成果です。令和7年度は、制度設計と広報活動を中心とし、年度内の通知書発送等を行いました。

次に、課題です。給付事務委託先との制度設計等の協議に時間を要したことから、当初の想定より給付開始が遅くなったことが課題と捉えております。

以上で、総務課の説明を終わります。

○児玉委員長　以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　事務事業評価シート12ページ、タブレット20ページになると思いますが、法制執務事業の成果と課題のところで、アナログ規制の件について言及がありました。アナログ規制の点検・見直しについて点検したところ、数多くの課題が見つかったということなんですけれども、この課題の数は幾らになるんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　アナログ規制の点検ですけれども、1,390件の例規の点検を行い、そのうち391件の例規で、1,298件の検討箇所が挙げられております。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　大変多い、非常に多いなというふうに印象を受けました。デジタルで標準化をしていくに当たって、これを一つ一つ解決していかなければいけないということになると思うんですけれども、これを活動指標なり成果指標としてフォローしていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺りについて所見を伺いたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　アナログ規制の見直しそのものは、デジタル化の進捗等に応じて各課が主体となって事務を進めていくものになるだろうというふうに考えております。よって、総務課だけでいつまでにこれだけ終わらせるという目標設定が非常に難しいものとなっておりますので、現時点ではこの指標の中に取り込むことは難しいだろうと考えております。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　となると、アナログ規制の問題を解消していくとしたら、全体としては各課が見ていくのか、もうちょっとメタというか上のほうで管理をするところがあるのか。担当はどのようになるのでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　アナログ規制の点検そのものの主導は総務課において行っております。点検の実施につきましては、各部・課に依頼を行いまして、それぞれで点検をしていただいております。その結果が、先ほど申し上げました数値になって集約しているものということになっております。

今後の実施に当たりましては、例えば例に出しますと、窓口ＢＰＲの話が、先日総務文教常任委員会でもお話しし、説明させていただきましたが、そういったデジタル化の点検等を行い方向づけを決めた上で、あわせてデジタル化を進めるために例規の改正を行っていくと。そういった個々の事業の進捗に合わせたスケジュールになっていくものだろうというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　統括をどこが行うのかというところの質疑なんですけれども、結局、実際は各担当課で行うにしても、アナログ規制に対応してデジタル化していくところを全体的に見ていくのは、総務課なんではないかなという思いから質疑をしてるんですが、それはどうなんでしょうか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　御認識のとおり、総務が総括的には所管するものと考えております。
以上です。
○児 玉 委 員 長　南澤委員。
○南 澤 委 員　であれば最初の質疑に戻って、ここを追いかけていく必要があって、どれぐらい進捗が進んでるのかということについて、決算の場でなくてもいいとは思うんですけれども、ここの活動指標の一つに入ってしかるべきではないかなという問いかけです。
○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　先ほども申し上げましたように、大変数が多い今後の改正になっていきますので、担当課、所管課と調整しながら検討してまいりたいと思います。
以上です。
○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。
佐々木委員。
○佐 々 木 委 員　説明資料13ページ、タブレットでは20ページの見開きのところです。
人事管理事業のところで、令和6年度の決算のときに評価制度も喫緊の課題だというところで、人事評価シートの改訂が少し伸びていてというところで、2025年度中に設計をするというような答弁だったかと思うんですけども、それの進捗が分かるところでいうと、今後の取組、改善等のところに書かれている人事管理システムが導入されたことという理解でよろしいでしょうか。昨年度との進捗を確認したいです。
○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　人事評価につきましては、令和7年度に制度設計や各合意形成を行いまして、管理職を対象に令和8年度の人事評価の結果から、勤勉手当への反映を行うということとしております。
今後は、全職員を対象とするよう引き続き制度設計に努め、各合意形成にも努めたいというふうに考えております。人事管理システムにつきましては、人事管理システムを2026年度に導入いたしまして、そのシステムも活用しながら人事評価も行っていくというものでございます。
以上です。
○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。
益田委員。
○益 田 委 員　同じページで、成果指標のところ、昨年の評価シートだと、人事管理事業のところで時間外の勤務時間数のところが成果指標のところになってたと思うんですが、今年度の部分と昨年度来からの動きというか、7年度のところの実績値を教えていただければと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　時間外勤務手当の金額についてお尋ねということで、答弁させていただきますと、令和7年度の時間外勤務手当につきましては、9,748万円ということとなっております。
以上です。
○児玉委員長　益田委員。
○益田委員　すみません。質問が悪かったです。
昨年の評価シートだと職員1人当たりの年間時間外勤務時間数が、目標値が130時間で実績値が152時間というところが、昨年の分の13ページには記載があって、成果の欄にも時間外勤務が増加した理由は、選挙の執行などが挙げられるということで書いてあったもので、7年度のそこのまず時間外勤務の時間数のところの実績を伺えればと思っております。
○児玉委員長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　7年度の時間外勤務時間数につきましては、119時間となっております。
以上です。
○児玉委員長　益田委員。
○益田委員　事業評価のところで、効率性、コストについて検討を要するという評価で、引き続き時間外勤務時間数削減の取組が必要であると書いてあるんですけど、前年度と比べたら前年度の計画値よりかは低くはなってると思うんですけど、7年度の目標値に関して見ると、もう少し時間数の削減が必要だったという評価をされているのか。中身自体を伺いたいなと思います。
○児玉委員長　答弁を求めます。
玉井総務課長。
○玉井総務課長　申し訳ありません。まず、答弁する前に先ほどの時間数について誤って説明しておりました。119時間と申し上げましたけれども、正しくは148時間の誤りでございました。119時間は、各種選挙関係の時間外を合わせておりますので、それを除いた時間がそれぐらいだったということで、答えを訂正させてください。
活動指標について引き続きということで、昨年度記載もしておりましたけれども、今年度活動指標を変更した背景といたしまして、第3次総合計画の中で目標値が記載されております。その目標値によって管理することが事業管理上適切だろうと判断し、今年度変更したものです。
以上です。
○児玉委員長　益田委員。
○益田委員　確認のために整理させていただきたいんですけど、今お伝えいただいた成果指標が変わったところというのは、職員定員適正化計画に対する充足率という、今7年度に書いてある成果指標が総合計画のところに書

いてある指標ということであって、年間時間外勤務時間数は総合計画の中に指標としてないので外れたという整理で一応よいか。それを伺いたいなと思います。

○児玉委員長　玉井総務課長。

○玉井総務課長　まず、総合計画に目標値を設定したものが2種類ございまして、1つ目が、活動指標1点目の職員1人当たりの職員研修回数。これを年間3とするという目標。それから、成果指標にあります職員定員適正化計画に対する充足率。これの100％を目指すと。この2点を総合計画に記載しておりまして、そこに合わせる形で今回変更したものでございます。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　把握できました。その上で、年間時間外勤務時間数自体は、実績値でいうと令和6年度は152時間と。令和7年度が148時間になってるので、引き続き事業評価の分でいったら、削減の取組が必要であるという評価になったところまで理解できたんですが、これ自体は要因は、7年度の時間外勤務がやはり削減し切れなかったところの主な要因とか整理されているのがあれば伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　令和7年度につきましては、参議院選挙、県知事選挙、衆議院選挙と3つの選挙がございました。これに多くの職員が従事しておりますので、結果的に時間外勤務数が増加したものということとなっております。

一方で、選挙に要した時間を外しますと119.9時間ということで、かなり削減できているんだろうということで分析をしております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　同じページの人事管理事業についてお伺いします。

事業評価のところで有効性ですよね。休職などにより、定期健康診断受診率が100％にならなかったというふうに書いてありますけど、労働安全衛生法では休職は定期検診を受けなくてもいいというふうに書いてあったような記憶がありまして、休職者を除けば100％になるんじゃないかなと推測しておりますが、受診率の考え方についてお伺いいたします。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　委員御指摘のとおり、休職者については対象から控除しておりますけれども、年度途中で退職された方や日程不都合の方も含んでこの人数を計算しておりまして、その方々が対象になってないということから100％になってないということになっております。

以上です。

○児玉委員長　熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　実施内容の3番の受診された369という分母は、休職者も除かれているということでよろしいでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　総数の中には休職者も入れて計算をしております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　資料の12ページ、タブレットでいうと20ページなんですが、実施内容の大枠の2番のところで情報公開等に基づくところの件数と、それから指標についても情報公開請求に対する延長件数を上げていただいております。

昨年質疑させていただいて、ここに掲載いただいたことは非常にありがたいんですが、いわゆる期限を延長できるようにした条例改正後、件数自体、情報公開の数、母数自体も減っているように認識はしているんですが、基本的には延長になったとしても従来どおりなるべく迅速に対応したいという意向であったかと思いまして、今回実績値としては3件出ている部分のボトルネックというか、どうしても難しかったところの今後改善できるような見込みがあるのかとか、原因とか、そこの辺りを伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　延長件数の3件の理由ですけれども、対象となる行政文書の精査、それから第三者に意見の照会を行ったりしたなど時間を要したもの。それから、同時期に請求を多く受けたことから資料作成に時間を要したものなどが2件という結果となっております。期限内での開示に努めてはいるんですけれども、やはり内容によっては慎重に判断を要する事案については、条例の規定に基づき延長をお願いしているという措置を行っているという状況です。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　内容について今見ると、どっちかというと入ってくる時期だったりとか件数の一方的な偏りとか、そういうところが重かったように受け止めるんですが、例えば、特定の部局だったり特定の事業についてのみに延長が集中しているといったようなことは、現状ないと受け止めてよろしいでしょうか。伺いたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　令和7年度の請求を受けた者のうち、最も多かったのが政策企画課21件。その次が社会環境課5件というような件数となっておりまして、政策企画課がかなり数が多いという状況となっております。

同一請求者が複数同時に請求されるというケースもありまして、最も多かったときには、同じ方から同じ月に8件請求が来るなど、そうした請求時期の集中により延長しているというような状況になっているものと考えております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって総務課に係る質疑を終了します。

ここで、13時まで休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　０時０４分　休憩

午後　１時００分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、執行部より午前中の熊高慎二委員の質疑に対する答弁について、補足説明の申出がありましたので、発言を求めます。

玉井総務課長。

○玉井総務課長　先ほど、熊高慎二委員の人事管理事業に関する1回目の質問の際に、休職者は対象者から控除していると申し上げましたけども、正しくは、当市では職員の安全と健康を守る観点から、休職者も含めて全職員に健康診断の受診を促しております。そのため、事務事業評価シートに記載の定期健康診断の実施数字には、休職者も含んでおります。

以上です。

○児玉委員長　ただいまの補足説明に対して、熊高慎二委員質疑がありますか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　では、質疑なしと認め、これをもって補足説明の質疑を終了いたします。

次に、秘書広報課の決算について説明を求めます。

山本秘書広報課長。

○山本秘書広報課長　秘書広報課の決算について説明します。

説明書の15ページ、タブレットの22ページをお開きください。

秘書広報一般管理事業です。この事業は、秘書事務、褒章、表彰などに関する事務を行っています。

実施内容ですが、秘書事務として市長・副市長に係る庶務的事務、連絡調整などのほか、全国大会へ出場される方への祝い金の事務を行っています。

次に、成果と課題です。

成果は、地域の持続的な発展と課題の解決のため、国や県に実情を直接訴え、施策への反映を働きかけるとともに、今後の動向などの情報把握を行いました。

次に、課題です。市長及び副市長の面会や行事出席の日程調整などに依然として課題があり、可能な限り出席が可能となるよう事務の改善を図る必要があります。

続いて16ページ、タブレットの24ページをお開きください。

広報広聴事業です。この事業は、広報誌、ホームページ、ＳＮＳなどを活用した情報発信と広聴に関する業務を行っています。

実施内容ですが、広報事業として月1回の広報あきたかたの発行、ホームページの運用管理、ＳＮＳでの情報発信を行い、広聴事業として対話集会を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、広報誌とYouTube動画を連携させた情報発信を行い、地域の魅力や行政情報などを視覚的に伝える取組を行いました。また、2025年度、令和7年度の広島県広報コンクールの広報誌部門、市の部で2年連続で優秀賞を受賞することができました。

次に、課題です。市長と市民との対話集会を実施しておりますが、参加者数に伸びていない状況がありますので、開催方法や周知について検討し、改善していく必要があると考えています。また、YouTubeやInstagramを活用した動画による広報に取り組んでいますが、戦略的設計からコンテンツの制作、効果測定を一貫して担う体制の弱さや専門的な視点、技術の不足が課題となっております。

以上で、秘書広報課の説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　資料の15ページ、タブレットでいうと23ページの秘書広報一般管理事業。

成果と課題の課題のところで、昨年と同様のところになるかと思うんですが、特別職への面会、日程調整等の事務の効率化のところが、昨年も同僚委員から質疑があって、改善をしていくという継続課題だと思うんですが、6年度から7年度実施された中で改善に向かったものだったりとか、中身について何か変わっていったことなどあれば詳細を伺いたいなと思います。

○児玉委員長　ただいまの質疑に際し、答弁を求めます。

山本秘書広報課長。

○山本秘書広報課長　特別職への日程調整の関係なんですけれども、昨年の引き続きの課題というところにはなっているんですが、取り組んできたところでいいますと、職員が秘書広報課の中に数人おりますけれども、依頼を受けた

人間だけが把握しているとなると調整に時間がかかりますので、職員全員が見られる予定表、ガルーンの中なんですけど、その中にどのような依頼があって、今調整中ですとか、これは調整が済みましたとか、そういった経過をきちんと入れることで、ほかの職員が見ても経過が把握できるようにして、できるだけ効率的に日程調整ができるようにというのは取り組んではきたんですけれども、市の行事ですとかそういったところで、どうしても市長の日程が重なってしまったりすることがあります。そうなったときに、秘書広報課としては依頼が来てから日程を調整していたんですが、毎年ある行事ですとか、そういったものはできるだけ早め早めに情報収集をこちらからも行っていく必要があるというところを考えております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって秘書広報課に係る質疑を終了します。

次に、財産管理課の決算について説明を求めます。

大田財産管理課長。

○大田財産管理課長　説明の前に、1か所資料の金額に誤りがありましたので、資料の訂正をお願いいたします。説明書の20ページ、タブレットの28ページをお開きください。

一般車両管理事業の中段右側、成果と課題の中の括弧、課題の上段にある金額、合計339万5,707円となっているところを、合計511万5,707円に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

改めまして、財産管理課の決算について説明します。

説明書の17ページ、タブレットの24ページをお開きください。

公有財産管理事業です。この事業は、未利用地の売却や貸付事務の管理、建物災害共済保険事務など市の財産（土地建物）の総括管理を行っています。

実施内容ですが、公有財産の台帳整理と未利用地の売却貸付等を実施いたしました。

次に、成果と課題です。

成果は、新たに民間提案制度による提案募集を行い、募集のあった提案13件のうち7件の提案を採択し、事業化に向けた詳細協議を行うための協定を締結いたしました。

次に課題です。採択した提案について、事業者と詳細協議を進め、事業化を図っていく必要があります。

続いて18ページ、タブレット26ページをお開きください。

用度管理事業です。この事業は、事務用消耗品及び事務機器の総括管理を行っています。

実施内容ですが、消耗品管理では各課に担当者を選任し、共用消耗品

の払出しを実施するとともに、市内業者からの見積りによる一括発注、一括購入を実施いたしました。

次に、成果と課題です。

成果は、窓開き封筒の公告募集により12万円の寄附を得ました。

次に、課題です。用紙など、事務消耗品が原材料やエネルギーコストの上昇により高騰傾向にあり、引き続き一括購入による仕入価格の抑制や、管理品目の最適化を図っていくなど、さらなる工夫をしていくことが必要です。

続いて19ページ、庁舎管理事業です。この事業は、本庁舎及び各支所の維持管理を行っています。

実施内容ですが、本庁舎、支所の維持管理として、修繕、各種保守点検業務を行いました。

次に、課題と成果です。

成果は、本庁、各支所の自動ドアやトイレ、エレベーター等修繕を実施したことにより、利用者の利便性の維持を図りました。

次に、課題です。庁舎内の修繕が多くなっており、緊急度、重要度を考慮して対応していく必要があります。

続いて20ページ、タブレットの28ページをお開きください。

一般車両管理事業です。この事業は、公用車の維持管理、更新車両の入札、廃棄車両の売却、事故対応等公用車の総括管理を行っています。

実施内容ですが、公用車の台帳を基にメンテナンスを実施しております。10年10万キロを基準に、老朽化した車両を廃止してフルメンテナンスリース車両に入替えを行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、インターネット入札による廃車車両6台の売却を行い、511万5,707円の収入を得ました。民間の官公庁オークションを利用することにより、全国から入札可能となって、高値で売却できております。

次に、課題です。公用車の事故抑制のため、引き続き啓発活動を行い、対策を講じる必要があると考えています。

続いて21ページ、地域活動拠点施設事業です。この事業は、地域コミュニティの振興を図る拠点施設である基幹集会所の総括管理運営及び地域集会所の補助事業を行っています。

実施内容ですが、基幹集会所の管理運営や改修工事、地域集会所の改修等に係る補助金を交付いたしました。

次に、成果と課題です。

成果は、30の基幹集会所の指定管理手続と、直営の八千代基幹集約センターの各種点検等や、6件の基幹集会所の改修工事及び維持工事を実施いたしました。

次に、課題です。市基幹集会所長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を順次図っていく必要があると考えています。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　17ページの公有財産管理事業費で、成果指標のところで、公共施設総延べ床面積の削減率が成果指標として挙げられています。こちらの目標値15.4％というのは、総量で2030年までに削減しないといけない総量のうちから、令和7年度だと段階的にこのパーセンテージだねという形で出てきてる数字なのか、それとも公共施設等廃止スケジュールが今年の3月ですかね。新しいの更新されてるかと思うんですけど、そこを基にはじき出してる数字なのか。その辺、ちょっと確認させてください。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

大田財産管理課長。

○大田財産管理課長　こちらの数字につきましては、2023年に個別施設計画を改定させていただきましたけれども、そちらに基づいて、同時に廃止スケジュールをつくっております。その部分の年次スケジュールの数値が計画値とさせていただいております。

実績については、これまでの2024年までの累計とさせていただいております。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　2023年の9月に改定、作成されたものに基づいてということでしたので、そうなってくると、計画に対して14.8％で計画が未達になってしまっているのかなというふうに思うんですが、計画に上げられたうち、どこが進まなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大田課長。

○大田財産管理課長　未達になっている部分につきましては、前年度にはなりますけれども、川根小学校の体育館のところがございますけれども、当初の計画では、そちらのほうが2024年に廃止となっておったんですけれども、実際のところは社会体育施設として使用していくということがありましたので、当面の間、社会体育施設ということで、2034年まで延長をさせていただいております。

それ以外のところにつきましては、レインボーファームのところが計画が今年度ずれ込んだということで、今年度の進捗が下がったということになっております。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　状況分かりました。

計画を見ますと、譲渡とか、除却するものもあれば譲渡のものもある

と思うんですけれども、譲渡とするときに、譲渡した後は固定資産税だったり不動産取得税だったりが発生するかと思うんですけれども、その辺りというのは、受け取る側がそこで商売ができたり、経済的にうまく回るような形であれば十分不動産取得税等も対応できるかと思うんですけれども、そうでない施設も多々あるんではないかなと思うんですけど、その辺りというのは勘案した上で譲渡というようなところが計画に載ってるんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大田課長。

○大田財産管理課長　譲渡につきましては、そこの部分については勘案はしておりませんけれども、今年度から提案型の民間提案制度等で採用いただいて売却をさせていただいたような、提案型の事業の施設につきましては、建物について固定資産税の減免のほうをさせていただくようにいたしました。

よって、そこの部分を若干フォローといいますか、こちらのほうで支援の意味合いも含めてさせていただいているという形を取らせていただいております。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員　説明資料17ページ、タブレットは24ページになろうと思うんですけど、総括実施内容のところで、公有財産総括管理の（２）で未利用地の貸付け、売却を実施したとなっておりまして、成果のほうも民間制度の提案要望があったとか、107件を貸し付けたとか載っとるんですけど、自分が身の回りで感じるのに廃止になった公共施設がそのままま だ残っとるようなんがたくさんあると思うんですね。

この取組は民間制度にしても、向こうから言ってくるのを待つと。貸付けにしても向こうから言ってくるのを待つんだと。このような制度の形で取り組まれとるのか、それとも売込みに歩かれとるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思うんですけど。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大田課長。

○大田財産管理課長　今現状につきましては、こちらのほうがまだ売出しというか、こちらのほうからお願いをさせていただくというようなところまではいっていないのは状況でございます。なるべく早く整理をして、処分ができるようにしたいとは考えておるんですけれども、手続等々かなりございますので、でき次第、順次そういった方向にしていきたいとは考えております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員　同じく17ページ、タブレット24ページの公有財産管理事業なんですけ

ど、成果と課題のところで、成果の3つ目、民間提案制度の応募のあった13件のうち7件を採択し、協定を締結したというところまでが成果なんですけども、昨年度の決算資料では、協議を実施したというところの協議までを成果にされてるんですけども、令和7年度において、協議においての成果を教えてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大田課長。

○大田財産管理課長　昨年の成果につきましては、2022年度の採択事業についての最終残ってたものについて成果を上げさせていただいております。実際に、今回新たに提案をいただいた部分については、協議中のものもございますけれども、現時点で既に5件の事業化を図っております。残り2件について事業化できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○児玉委員長　佐々木委員。

○佐々木委員　分かればその2件を教えていただけますか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大田課長。

○大田財産管理課長　2件につきましては、1件目が八千代でございますけど、四季の里でございます。もう1件が、八千代の給食センターを利用したものの提案事業となっております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって財産管理課に係る質疑を終了します。

ここで、総務部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、総務部に係る一般会計決算の審査を終了します。

ここで、説明員退席のため暫時休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　１時２３分　休憩

午後　１時２４分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、認定第1号の審査を一時休止し、総務部に係る特別会計決算の審査に移ります。

認定第6号「令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第14号「令和7年度安芸高田市坂財産区特別会計決算の認定について」の件までの9件を一括して議題といたします。

要点の説明を求めます。

大田財産管理課長。

○大田財産管理課長　それでは、認定第6号　吉田財産区決算を説明いたします。

決算書の234ページ、235ページ、タブレットの8ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、236ページ、237ページ、タブレットの10ページをお開きください。

歳出は、歳出は管理会委員報酬です。

次に、238ページから240ページ、タブレットの13ページから14ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。

続きまして、認定第7号　中馬財産区の決算です。

決算書の247ページ、248ページ、タブレットの8ページをお開きください。

歳入の主なものは、中電・ＫＤＤＩへの土地貸付料と繰越金です。

次に249ページ、250ページ、タブレットの10ページをお開きください。

歳出の主なものは委員報酬、下中馬地区への区有林維持管理交付金です。

次に、251から253ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。

続いて、認定第8号　横田財産区決算です。

決算書の260ページ、261ページ、タブレットの8ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に262ページ、263ページ、タブレットの10ページをお開きください。

歳出は、管理会委員報酬です。

次に、264ページから266ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。

続いて、認定第9号　本郷財産区決算です。

決算書の273ページ、234ページ、タブレットの8ページをお開きください。

歳入の主なものは、繰越金です。

次に、275、276ページ、タブレットの10ページをお開きください。

歳出の主なものは、委員報酬、森林保険料です。

次に、277ページから279ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中の増減は、財政調整基金が2万2,000円増加いたしました。

続いて、認定第10号　北財産区決算です。
決算書の286ページ、287ページ、タブレットの8ページをお開きください。
歳入の主なものは、中電・家畜集合施設への土地貸付料と繰越金です。
次に、288ページ、289ページ、タブレットの10ページをお開きください。
歳出の主なものは、委員報酬と水道維持管理謝礼金です。
次に、290から292ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。
財産に関する調書です。決算年度中の増減は、財政調整基金が3,000円増加しました。
続いて、認定第11号　来原財産区決算です。
決算書の299、300ページ、タブレットの8ページをお開きください。
歳入の主なものは、繰越金です。
続いて、301ページ、302ページ、タブレットの10ページをお開きください。
歳出は、委員報酬です。
次に、303ページから305ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。
財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。
続いて、認定第12号　船佐財産区決算です。
決算書の312ページ、313ページ、タブレットの8ページをお開きください。
歳入は、繰越金です。
次に、314ページ、315ページ、タブレットの10ページをお開きください。
歳出はありません。
次に、316ページから318ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。
財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。
続いて、認定第13号　川根財産区決算です。
決算書の325ページ、326ページ、タブレットの8ページをお開きください。
歳出の主なものは、繰越金です。
次に、327ページ、328ページ、タブレットの10ページをお開きください。
歳出は、委員報酬です。
次に、329ページから331ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。
財産に関する調書です。決算年度中の増減はありません。

続いて、認定第14号　坂財産区決算です。

決算の338ページ、339ページ、タブレットの8ページをお開きください。

歳入の主なものは、向原砕石、中国四国管区警察局への土地貸付料と繰越金です。

次に、340ページ、341ページ、タブレットの10ページをお開きください。

歳出の主なものは、財産区議会議員報酬、造林地巡視謝礼金、基金への積立てです。

次に、344ページから346ページ、タブレットの13ページ、14ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中の増減は、財政調整基金が55万9,000円増加いたしました。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号「令和7年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について」の件から、認定第14号「令和7年安芸高田市坂財産区特別会計決算の認定について」の件までの9件の審査を終了します。

以上で、総務部に係る特別会計決算の審査を終了します。

ここで、説明員交代のため暫時休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　１時３４分　休憩

午後　１時３５分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、再開いたします。

認定第1号「一般会計決算の審査」を再開いたします。

これより、消防本部の審査を行います。

消防総務課の決算について説明を求めます。

田中消防総務課長。

○田中消防総務課長　それでは、消防総務課の決算について説明いたします。

説明書の136ページ、タブレットの144ページをお開きください。

消防総務管理事業です。この事業は、災害現場の各種活動を適切に行うため、定員の管理、職員に必要な研修、資格の取得、被服等の貸与及び庁舎の維持管理等を行っています。

実施内容ですが、2、職員の教育・研修は、広島県消防学校や消防大学校などへ10種類16人を入校させました。資格取得は、酸素欠乏・硫化

水素危険作業主任者、中型自動車免許など、消防活動に必要な資格17種類、59人に取得させました。4、消防庁舎維持管理は、消防庁舎の維持管理に必要な各種保守管理業務委託と、屋上防水工事、給水管更新工事などの改修を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、消防学校等で行われる基礎的、発展的な研修に参加させ、入校職員本人の知識・技術の向上ができました。また、フィードバックを効果的に行い、課内、隊内でのレベルアップにつながりました。資格取得については、外部機関に依頼せず、資格保有者による教育で完了するものについては消防本部内で行い、経費削減及び人員調整不要の効果がありました。

次に、課題です。給水管漏水のような突発的で大がかりな修繕工事が発生しております。あらかじめ把握している不良箇所については、優先順位をつけ修繕を行っていく必要があります。

以上で、消防総務課の説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　消防総務管理事業についてお伺いいたします。

先ほどの説明の中で、資格取得者数59人という紹介をしていただきましたけども、下の成果指標では94.8％と充足率が減少していますが、その要因を教えてください。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

田中課長。

○田中消防総務課長　資格取得数と資格充足率の関係なんですけども、昨年度、59人の資格が取得できました。資格充足率については下がっております。この理由については、2点ございます。

まず1点目なんですけども、資格取得数を見直しまして、2024年度は255資格としておったところを268資格に増やしました。これにより分母が増え、全体的にパーセンテージが下がりました。

次に2点目としては、59の資格を取得ということなんですが、これが必要資格と定めているもの全てではございません。例えば、主に救助隊のものが災害現場で想定される墜落制止用器具特別教育という資格がございます。これを本来は救助隊が資格取得しなければならないのですけれども、消防隊所属職員の一部にも同時に取得をさせました。これにより、資格取得数の全体は増えておりますけれども、絶対的に必要な資格ではありませんので、充足率には反映させておりません。

そういった理由で、資格取得数は増えてはいますが、充足率については下がっております。

以上です。

○児玉委員長　熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　よく分かりました。母数が増えたということで、255の資格から268という御説明だったんですけども、何か国とかの方針が出て増やしたんでしょうか。お伺いします。

○児玉委員長　答弁を求めます。

田中課長。

○田中消防総務課長　令和2年度に、テールゲートリフターという特別教育を実施しなさいという法改正がございました。これは、貨物自動車の後部に付いている油圧または電動で昇降するリフターです。それを2025年度には新たに資格として追加いたしました。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって消防総務課に係る質疑を終了します。

次に、警防課の決算について説明を求めます。

逸見警防課長。

○逸見警防課長　警防課の決算について説明をします。

説明書の138ページ、タブレットの146ページをお開きください。

指令施設管理事業です。この事業は、市民からの119番緊急通報を受信し、出動指令を迅速・的確に行い、災害活動を統制するとともに、消防指令施設の正常稼働を維持するため、施設の維持管理を行っております。

実施内容です。

119番通報受信件数は2,292件で、内訳は記載のとおりです。保守点検は、消防指令システム、消防救急デジタル無線の点検を年2回行いました。消防救急デジタル無線中間更新工事は、毎月1回工程進捗管理を行い、中間検査を9月5日、完成検査を3月3日に行いました。消防救急デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求についてですが、現在は弁論準備手続が開催されており、令和7年度は8回開催され、現在も継続中です。

次に、成果と課題です。

成果は、消防指令システム及び消防救急デジタル無線等を常に安全な状態で運用し、緊急通報対応を行いました。また、指令台登録データ、地図データを最新の状態にアップデートし、住民の転入等で発生する不明地点データを解消、緊急通報に備えました。

次に、課題です。新規転入や開発行為に伴う建物の新築や解体等により、地図データは日々変化します。119番通報に遅滞なく的確に対応するため、これら新規不明地点データの発生から、指令台地図への反映までのタイムラグを極めてゼロに近づける必要があります。

続いて139ページ、消防活動管理事業です。この事業は、消防組織法

に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護のため、24時間体制で災害活動を実施し、災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行っています。

実施内容です。

火災救急救助件数については記載のとおりです。また、車両及び資機材の更新整備では、更新計画に基づいて消防ポンプ自動車1台と潜水用ウエットスーツ4着を更新しました。また、救急隊員用蘇生トレーニング資機材を更新しております。

次に、成果と課題です。

成果は、バイスタンダーいわゆる救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施率が計画値を上回り、高水準を保つことができました。また、計画的に消防車資機材を更新し、災害救急対応体制を強化できました。

次に、課題です。過去3年間の応急手当ての受講者は目標値を上回っておりますが、今後も一定の受講者数を維持・拡大していくため、継続的な広報企画の必要があります。また、更新時期を迎える車両や老朽化した資機材を計画的に更新整理する必要があります。

以上で、警防課の説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高慎二委員。

○熊高（慎）委員　138ページ、タブレット146ページです。

指令施設管理事業についてお伺いいたします。一番下の今後の取組の改善の中で、地図データを最新の情報に保つよう、関係部局との連携を密にするというふうに書いてありますけども、関係部局というのはどちらになるか教えてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

逸見警防課長。

○逸見警防課長　関係部局と申しますのは、市民課及び水道広域連合企業団になります。水道に関係する住民データを提供いただくようにお願いをしております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって警防課に係る質疑を終了します。

次に、予防課の決算について説明を求めます。

小笠原予防課長。

○小笠原予防課長　予防課の決算について説明します。

説明書の137ページ、タブレットの144ページをお開きください。

火災予防事業です。この事業は、防火対象物、いわゆる建築物や危険物及び高圧ガス施設、火薬の消費などについて、火災予防上の観点から審査及び検査を行っています。

これらの施設に対しては、実際に現場に立ち入って、安全管理の状況を確認し、安全上の問題が判明した場合は速やかに是正指導を行い、火災予防の周知徹底に努めています。

実施内容ですが、5、査察として、防火対象物や危険物施設などに対し、189件の査察を実施しました。査察の結果、不備があった103件の事業所などに是正指導を行い、うち82件が改善されました。8、林野火災注意報、警報は、令和8年1月1日より運用を開始し、的確な発令と周知広報を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、査察の的確な実施により、安全上不備の判明した防火対象物78事業所、危険物施設等25事業所に対して是正指導を行い、安全性の向上に寄与しました。

次に、課題です。査察結果の共有とフォローアップ体制の強化が課題であり、是正指導後の定期的な進捗管理の徹底と、違反の再発防止に努めてまいります。

以上で、予防課の説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって予防課に係る質疑を終了します。

ここで、消防本部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、消防本部の審査を終了します。

ここで、おおむね1時間が経過しましたので、14時まで休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　１時４９分　休憩

午後　２時００分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、再開します。

これより、企画部の審査を行います。

財政課の決算について説明を求めます。

塚本財政課長。

○塚本財政課長　それでは、財政課の決算について説明をします。

説明書の22ページ、タブレットの30ページをお開きください。

財政管理事業です。2025年度から、前年度までの行政改革推進事業費を財政管理費に事業統合したため、行政改革推進事業を含めた形になっております。この事業は、予算編成、決算、地方交付税の算定などの事務を行っています。また、財政健全化計画で掲げた健全化方策の着実な

実施と、社会情勢の変化や新たな課題に対応した健全な財政運営を目指します。

実施内容ですけども、4に行財政改革の推進としまして、2025年度から2027年度の3年間の取組として、副市長をトップとした庁内横断的な組織で行財政改革を推進することとしました。取組初年度の2025年度は、全職員対象の説明会及びワークショップを開催するとともに、選定した取組項目16項目について、10月から各月で進捗管理のヒアリングを実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、第3次総合計画の策定及び令和7年度決算審査における意見等を踏まえ、事務事業評価シートの様式の見直しを検討しました。見直し後の様式は、今回の令和7年度決算から使用しております。また、外部委員を含まない形で行財政改革を推進することで、取組の選定や軌道修正等が時間を要することなく実施できました。

次に、課題です。社会情勢の変化にきめ細やかに対応するため、財政推計のローリングを毎年実施する必要があると考えています。

続いて、23ページ基金管理事業です。この事業は、基金の管理事務を行っています。

実施内容ですが、基金の預入利子を2,547万3,000円積み立てるとともに、各基金のルールに基づき、3億9,859万2,000円の元金積立てを行いました。また、活用については、過疎地域持続的発展基金をはじめ、計7のその他特定目的基金を各種事業に5億7,585万1,000円充当しました。

次に、成果と課題です。

成果は、基金の債券運用を検討した結果、その他特定目的基金のうち1億円について、地方債購入による債券運用を実施することといたしました。

次に、課題です。市の貯金である財政調整基金の年度末残高が約12億5,000万円、減債基金が約5億2,000万円となりました。非常時などに備えるため、歳計剰余金を財政調整基金に積み立てる必要があります。また、公共施設の更新費用などに備えるため、基金を適切に管理する必要があります。

続いて、説明書の25ページ、タブレットの32ページをお開きください。

償還金等管理事業です。この事業は、地方債の償還等の事務を行っています。

実施内容ですが、義務的経費である公債費の元利償還と銀行等引受けの地方債について、9件の利率見直しを行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、実質公債費比率が改善したことです。

次に、課題です。普通建設事業は、財政健全化計画等で管理し、計画的な起債借入及び償還とすることで、実質公債費比率を起債許可制移行

基準の18％未満に抑制しなければならないと考えております。
以上で、説明を終わります。

○児 玉 委 員 長　続いて、説明を求めます。
竹添財政課入札・検査担当課長。

○竹添財政課入札・検査担当課長　続いて、財政課入札検査係の決算について説明をいたします。
説明書の 24 ページ、タブレットの 32 ページをお開きください。
入札工事検査管理事業です。
この事業は、入札参加資格者の認定を行い、建設工事、測量設計などの業務委託、物品などの入札事務を行っています。また、250 万円以上の建設工事について、検査事務を行っています。
実施内容ですが、109 件の入札を執行しました。また、158 社の入札参加資格の審査を行い、工事検査員による検査を 54 件行いました。
次に、成果と課題です。
成果は、電子入札システムにより、効率的に入札事務を行うことができました。
次に、課題です。
建設工事及び測量設計などの業務委託において、利便性の向上のため、電子契約システムの導入を検討する必要があります。
以上で、説明終わります。

○児 玉 委 員 長　以上で、説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
南澤委員。

○南 澤 委 員　事務事業評価シート 22 ページ、タブレットの 30 ページになります。
財政管理事業の成果指標のところで、経常収支比率の適正化という、指標名で数値があるんですけれども、この数値、実績値自体は目標値を下回っていて、すばらしいなと思うんですけれども、先ほどの説明では、交付税増によってポイントが下がっていったというような、説明があったと思います。この目標値は、どのように弾き出されているのかについて、お伺いしたいと思います。

○ 児 玉 委 員 長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
塚本課長。

○塚本財政課長　こちらの目標値につきましては、財政健全化計画の第四次改訂版で管理しております、数値を目標値としております。
以上です。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。
佐々木委員。

○佐 々 木 委 員　同じく 22 ページ、タブレットで 30 ページの、財政管理事業のうちの事業評価、下段にあるところの、妥当性のところの検討を要するというところの一部事業、新地方公会計で、外部委託が可能であるというとこ

ろの少し詳細を伺います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本課長　現在、公会計の事務につきましては、全て職員の方で行っているところであります。ただ、こちらにつきましては、県内状況を見ますと、ほとんどが外部委託で実施しているという状況もありますので、職員の負担軽減を考えると、外部委託をすることも、検討が必要ではないかということで考えております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　続いて、23 ページの基金管理のことなんですけれども、これ昨年来、運用について提案をしたところ、運用する方針で、2026年度から運用するというような形で方針が出て、成果として表れているなというふうに思うんですけれども、これは、先ほどの質疑にもあったんですが、借入れですよね、臨財債等で借り換えの時期がきていて、購入する地方債の金利と借換えをするときの金利の比較をした場合に、早くお金を返した貸した方が金利が上がってくる中で、メリットがあるようなことがあるんではないかなと想定するんですけれども、その辺りについて、何か思案されていることがあれば、お伺いしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　先ほど、危機管理課のとき、午前中のときにお話しさせていただいた分の、臨時財政対策債とか繰上償還とかというところは、減債基金という基金のことをお話させてもらいました。

今回、事務事業評価シートにおける、1億円の債券運用については、消防施設の基金、消防庁舎を建て替えするために積立てている基金があるんですが、確か記憶の限りだと1億5,000万円ぐらい、昨年度末の時点で基金残高があったんじゃないんかと思います。特定目的基金なので、どうしてもこの基金は消防庁舎の建て替えとか、そういった基金条例の、一番最初の定義のところに書いてある内容でしか、基本的には使うことはできません。ただ、消防庁舎の建て替え自体は、一応予定では2031年度以降ということになっておりますので、2026年度に債券運用5年間、26、27、28、29、30、だから崩さなきゃいけん2031年までは、取りあえず2030年までなんで、塩漬けという形になりますから、1億5,000万円の昨年度末基金残高のうち、1億円を滋賀県債5年物の確か債券運用で、6月26日に確か購入しました。5年間ですので、そのとき同じ5年の国債よりも、確か5年の国債が1.9％ぐらいだったので、2.06ぐらいだったので、0.1％国債よりも一応利率がいい形で、一応、債券運用されずに購入させていただいたということになります。ですので、特定目的基金なので、

使途がどうしても、さっきの消防基金みたいに限定されると、繰上償還で使うことができない基金なので、ただ、使う当てが5年ぐらいないのでというのが判明しているので、このたび債券運用をさせていただくということになりました。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

新田委員。

○新田委員　資料ページが、タブレットが30ページなんで、47から48ページのところ、財政管理事業のところの課題のところで、昨年度、恐らく受益者負担の適正化を進めるということの内容だったと思うんですが、これがどのような形で、今、昨年度、令和7年度、変化させられたという点が、もしあれば伺いたいんですが。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　受益者負担に関しては、5年ごとの見直しを一応検討しております。現時点では、直前になって施設等もしくは使用料等を所管している所掌課に対して、その直前に照会をかけて検討をしたら、ちょっと事務量としても多くなるので、毎年毎年その1個前の年度のそういった施設のランニングコストに対して、もしくは、その利用者数とかで、適正にそこで出した金額というものが、使用料に見合っているかどうかというような調査物を、毎年毎年かけさせていただいて、2028 年度が一応、目標なんですけれども、その 5 年後が前回は 2023 年かぐらいにやったんじゃないかと思うので、その 5 年後である 2028 年度の見直しに向けて、今、各担当課に、1 年ごとそういった照会をかけさせていただいて、データの積み上げを毎年毎年させていただくという形で、今、進めておるのが現状でございます。

以上です。

○児玉委員長　新田委員。

○新田委員　ということは、もうある程度、何件かもう既に変更したらどうだろうかということで、各担当課からは、もう入っている状況だということで理解してよろしいでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　まだ確定している段階ではございません。ただ、今、データからも、使用料が発生している施設全てに、当初、所掌している全てを対象として、データの吸い上げというか、それをやっている状態でございますので、ですので、2028 年度に使用料改定というものが、今の時点では、だから全てが対象です。あとは、だから全ての施設が。実際は、だから 2028 年度に行うか行わないかは、その吸い上げしているデータを、最終的に 2028 年度に向けて、今の使用料が適正かどうかというのも含め

て判断をさせていただくような形になりますので、どこの施設が確定しているとか、どこの施設が確定してないとかというところは、正直はっきりとは、今、データはもうだから全ての施設使用料、対象、それを所掌している対象課から、吸い上げはさせていただいております。

以上です。

○児玉委員長　新田委員。

○新田委員　では、議員の方への、要は説明については27年度で、ある程度は、方向性については、説明されるということの理解でよろしいでしょうか。

5年前にかなりここでもいろんな執行部と議員側と、この金額は本当に妥当だろうか、どうだろうかという意見が恐らく出たという記憶があって、そういう意味で、半年とかの早い時期で、議員には説明いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

塚本課長。

○塚本財政課長　なるべく早い段階で、情報共有をさせていただきまして、説明の方もさせていただければというふうに考えます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員　説明資料23の基金管理事業のところなんですけれども、タブレットは30ページです。

決算で、不用額が約2,300万円ぐらい以上、出ているんですけれども、年々減っている中で、不用額のこの額の詳細が分かれば教えてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

高橋係長。

○高橋財政課財政係長　紙の資料23ページの、令和7年度の基金の分で、最終予算額4億4,737万7,000円と、決算額4億2,406万5,000円の差ということですかね。一応、積立金の予算費目、費目内訳が積立金という予算費目になるんですが、積立てをするに当たっては、元金、例えば、財産収入、屋根貸しをしておる分の収入とかだったら、公共施設の基金に積立てするとか、いろいろ当初予算から元金の積立ての分の予算額で、利子の積立ての分の予算額というものを、合わせた形で全ての基金のですね、積立金を合わせたものが、最終予算額4億4,737万円という形になっているんですが、もう今回これだけ差が出ている大半は、ふるさと納税の金額を、ふるさと応援基金に積立てるために予算計上しておりましたが、ふるさと納税の金額が、予算よりも多くありませんでしたので、入りがないから当然それに見合った積立てができないということで、差額として執行残というか、差額として出ておるのが実情でございます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員　シートの方では22ページで、タブレットでは30ページになるんだろうと思うんです。そこの行財政改革の推進ということで、3年間の予定で2025年度から始まって、内容的に、副市長をトップとして庁内横断的な取組で、行財政改革を推進するという取組をされました。その中で、項目とかいろんなことが書いてあるんですが、副市長自体、2025年度の総括的には行財政改革も、この庁内グループの中で進行された結果としては、どのような受け止め方をされているか、お伺いしたいと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉 安 副 市 長　昨年度、取組ましたのが初年度になるわけですけれども、総務文教常任委員会へも報告させていただいておりますとおり、16 項目について絞って、取組をしていまして、毎月１回は進捗管理をしていくという作業の中で、ある程度の成果を見たというふうに思っております。

まずは2025年度以前がどうだったかということが、大きなファクターになるんですけれども、いわゆる行財政改革という取組では、正式に委員会もあるんですけれども、委員会も設置されずにきておったというのが現状の中で、2025年度を初年度として取り組んだというところに、大きな転換をしたというのが、一つは成果としてあるのかなと思います。また、2026年度には、引き続き、この中で、もう成果を見て終わったのが一つあったかなと思いますので、15項目継続してやっております。ただ、行財政改革は、この15項目だけでいいとは全く思ってなくてですね、ヒアリングのたびに各部から何か新たな項目として出して、自分たちでもそういう目標を持って、やっていってはどうかという投げかけも常にしながら、行財政項目の頭出しなども含めて、ヒアリングをしております。

項目一つ一つでなくて、今、大きく考えて、大きく取組をまとめて考えておるのは、一つは、支所と文化センターの統合、その中でも、人員の合理化、施設の管理を終えて、その施設管理費を削減するとか、そういった、一つ一つの項目を合わせたものとか、あとＤＸの取組、これも行財政改革の取組でもありますので、これから成果を上げていかなくてはいけない項目だと思っております。そして、行財政改革は、支出の方だけではなくて、歳入の財源の確保もやはり大きな取組になりますので、そういう意味では、今、ネーミングライツの取組とか、それと大きく言えば、企業誘致なども取り組んでいくことは歳入につながるので、これ行財政改革の項目にはありませんけれども、そういったものも含まれると思います。総じて昨年度の取組に、一定程度の成果は挙げてきたと思いますし、今までなかった部分の初年度であったということから、これからも、力を入れていきたいという思いは持っています。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。
熊髙慎二委員。
○熊髙（慎）委員　24ページ、タブレットで言うと32ページの、入札工事検査管理事業についてお伺いします。
成果の課題の中の課題に、建設工事及び測量、建設コンサルタントの業務について、電子契約のシステムを検討する必要があるというふうに書かれておりますが、入札については、電子入札で全県対応されているんで、業者の方は少しハードルは低いのかなと思いますけれども、この課題を抱えるに当たって、このときに何が一番課題だと考えられているのか、教えてください。
○児玉委員長　答弁を求めます。
竹添担当課長。
○竹添財政課入札・検査担当課長　現在、建設工事とコンサルタント業務につきましては、電子入札で入札の方を実施しております。業者さんの、さらなる利便性の向上を目的に、電子契約システムの導入を検討しております。早期に取り組むべき事務として課題の方に挙げさせていただいております。
以上です。
○児玉委員長　熊髙慎二委員。
○熊髙（慎）委員　何かネックになっている部分があって止まっていて、今は進められとる状況ですか。
○児玉委員長　答弁を求めます。
竹添担当課長。
○竹添財政課入札・検査担当課長　具体的には、広島県が昨年秋から電子契約システムを導入しておりまして、市の方も早期に追随していきたいという思いを持ちまして、課題の方に挙げさせていただいています。一応、来年度、広島県の共同参加の方に参加したいと考えております。
以上です。
○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって、財政課に係る質疑を終了します。
次に、政策企画課の決算について、説明を求めます。
松田政策企画課長。
○松田政策企画課長　それでは、政策企画課の決算について御説明いたします。
説明書の26ページ、タブレットの34ページをお開きください。
企画調整事業です。
この事業は、総合計画や過疎地域持続的発展計画などの策定と推進及び広域的な連携を通じて、地域振興を図るものです。
実施内容ですが、第三次安芸高田市総合計画及び総合戦略を作成したほか、広島広域都市圏協議会の首長会議を本市で開催し、神楽まち起こし協議会の各種事業を推進しました。

次に、成果と課題です。

成果は、総合計画、総合戦略の期間を一致させたことで、一貫性のある効果的な管理体制を構築できました。

次に、課題です。

市民シンポジウムの参加者が減少傾向にあるため、開催時期等の見直しが必要です。

続いて、説明書の27ページをお開きください。

ＪＲ線対策事業です。

この事業は、市内のＪＲ芸備線における駅舎の管理及び芸備線の利用促進を図るものです。

実施内容ですが、吉田口駅プラットハウスの指定管理、甲立駅、工芸館の直営管理及び駅周辺施設の清掃、植栽管理等を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、各駅舎において、修繕対応や適切な管理運営と快適な利用環境を図りました。

次に、課題です。

駅舎の老朽化に伴う、将来的な改修費用の増加への懸念や、駅を中心とした、まちづくりと連動した利用促進策の強化が挙げられます。

続いて、説明書28ページ、タブレットの36ページをお開きください。

生活路線確保対策事業です。

この事業は、お太助けバス、お太助けワゴン及び自家用有償旅客運送を運行し、市民の移動手段を確保するものです。

実施内容ですが、路線バス11路線の運行、お太助けワゴンの4区域運行及び美土里町、高宮町の自家用有償旅客運送、２地区での運行を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、各交通手段の安定運行に加え、ウェブ予約導入による利便性向上や、自動運転導入に向けた検証を行えたことです。

次に、課題です。

法改正に伴う運転手不足の深刻化や車両の老朽化、燃料高騰による運行経費の増加であり、効率的な交通体系への効率化が必要です。

続いて、説明書の29ページをお開きください。

定住促進事業です。

この事業は、地域おこし協力隊の活動、高校生へのキャリア教育、まちづくり助成金及び地元高校の魅力向上支援を行うものです。

実施内容ですが、協力隊の活動支援、合同企業説明会の開催、まちづくり助成金の交付、吉田高校、向原高校への魅力向上の支援を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、まちづくり助成金の地域への浸透や高校の魅力向上支援、さ

らに人口減少対策として、県、市町一体型プロジェクトの開始などが挙げられます。

次に、課題です。

依然として、転出過多が続いている点や助成金の交付決定時期が遅い点、また、高校支援補助金の使途に制限がある点です。

続いて、説明書の30ページ、タブレットの38ページをお開きください。

ふるさと応援寄附推進事業です。

この事業は、ふるさと納税による寄附金の受入れを行い、本市独自の返礼品を通じた地元産品のＰＲと、行政財源の確保を推進するものです。

実施内容ですが、受付サイトを21サイトへ拡充して、寄附を受付けたほか、新規事業者の開拓や返礼品の追加登録を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、新規取扱事業者14者、返礼品の拡充を進めたほか、企業版ふるさと納税において6事業者より寄附をいただいたところです。

次に、課題です。

寄附額、寄附件数ともに、前年度を下回った点であり、返礼品の定期便化などの改善や、現地決済型ふるさと納税の導入、中間事業者との連携強化による効果的な広告展開が必要です。

続いて、説明書の31ページをお開きください。

自治振興推進事業です。

この事業は、地域振興組織が行う地域づくり活動への支援や、集落支援員の配置により、住民自治活動の支援を行うものです。

実施内容ですが、地域運営一括交付金による助成のほか、八千代町、甲田町に集落支援員を配置し、地域ワークショップ等を実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、集落支援員のサポートにより、地域活動の負担軽減が図れたことや、ワークショップを通じた対話の場づくりを推進できたことです。

次に、課題です。

支援員の配置が2町にとどまっているため、全町へ拡大する点や、地域活動に応じた支援方法の見直しです。引き続き集落支援員と連携したワークショップを継続し、振興会組織への効果的な支援に努めます。

続いて、説明書の32ページ、タブレットの40ページをお開きください。

統計調査事業です。

この事業は、各種統計調査を円滑に実施し、的確な行政施策や状況分析の基礎となる客観的な資料を確保するものです。

実施内容ですが、国勢調査を実施し、ウェブや公式ＬＩＮＥを用いた、調査員公募やオンライン回答の推奨を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、オンライン回答を推奨した結果、オンライン回答率が向上し、調査員の事務負担軽減を図りました。

次に、課題です。

調査員候補者の高齢化に伴う辞退者の増加や、個人情報保護、防犯意識の高まりにより、市民の調査協力の意識の低下が挙げられます。

続いて、説明書の33ページをお開きください。

観光振興事業です。

この事業は、サンフレッチェ広島のマザータウンとして、各種プロモーションや応援事業を展開し、知名度の向上や活性化を図るものです。

実施内容ですが、安芸高田市デイでの魅力発信、レジーナのチケット限定販売、パブリックビューイングの開催などを実施しました。

次に、成果と課題です。

成果は、安芸高田市ＤＡＹでのプロモーションブースの活用やパブリックビューイングの開催により、市民の応援機運と地域の一体感を高めることができたことです。

次に、課題です。

パブリックビューイングの参加者が、試合の日程等に左右されることや、チケット販売の売れ行き改善に向けた対策です。

続いて、説明書の34ページ、タブレットの42ページをお開きください。

観光振興施設管理運営事業です。

この事業は、安芸高田市サッカー公園を訪れる方が、安全・安心に施設を利用できる環境を、維持、管理し整備するものです。

実施内容ですが、施設の指定管理、また、施設の維持、修繕、工事を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、再整備に向けた具体的な検討を開始できたことや、イベントを通じた子どもたちへのスポーツ振興を図れたことです。

次に、課題です。

施設の再整備に係る財源として、補助金、ふるさと納税等の検討をし、整備計画を立案する必要があります。また、施設の老朽化に伴う、修繕コストの増加に対する財源の確保です。

最後に、説明書の35ページをお開きください。

住宅建設事業です。

この事業は、若者世帯への住宅補助、空き家情報バンクの運営、各種支援金の交付により、移住・定住を促進するものです。

実施内容ですが、住宅補助や空き家改修補助の実施のほか、新規空き家の現況調査を行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、空き家情報バンクを通じて、新たな転入・定住を実現したことや、最新技術を用いた内覧環境、ホームページの充実を図りました。

次に、課題です。

未成約物件の定期的な情報整理です。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員　資料の26ページ、タブレットで言うと34ページの企画調整事業ですね、成果と課題のうち、課題の一番、今、シンポジウムの参加者数の減少のところがあったと思います。指標にも参加者数の目標値250人に対して、実績値90人というところで掲げていただいているんですが、一概に参加者数だけで、イベント、シンポジウムの成否を問うものじゃないことは、当然、理解しているんですが、その上で、この目標値の設定と、それから、今回の実績値に当たって、どういうふうに7年度に評価されたか、伺いたいと思います。

○児玉委員長　ただいまの質疑に答弁を求めます。

松田政策企画課長。

○松田政策企画課長　まず、目標値の250でございますが、こちらにつきましてはですね、このたび整備いたしました、総合計画の数値を当てております。250という指標を用いさせていただきまして、目標値に設定させていただきました。

実績の90のところでございますが、やはり、御指摘いただいたとおりですね、何とかこうしたところを目標に近づけていきたいというような取組も、今から検討しておる最中でございます。時期でありますとか内容、そうしたところも踏まえてですね、もう少し精査しながら目標値、さらには、そうした上の実施内容でありますとか、成果と課題いろいろ書いてございますが、こうした取組を積み重ねながらですね、目標値さらには目標以上の集客を、目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　その集客の指標として250というのが、総合計画でそもそも、なぜ、この250になったのかというところが、ちょっと気にはなるんですが、今、一旦シンポジウムの内容自体は、市の公式のYouTubeの方にも出されていると思います。これも所管が秘書広報になっちゃうとあれなんで、先にお伺いしたいんですけど、内容自体を動画の方で掲載されるのは、企画の方の所管で出されたようなものなのか、コンテンツとして秘書広報が、それをYouTubeに出したいということでなっているものなのか、そこの経緯を伺いたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田政策企画課長。

○松田政策企画課長　まずは、どこが主管で出しているかというところについては、政策企画課の方が出しております。

以上でございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　そうした場合に、政策企画課さんの方でシンポジウムの改定の中身だったりとか、実施されているものを広く知らせていきたいという考えの下で、恐らく実行されているんだろうと思います。そうしたときに、例えば、今、挙げられている動画の、実際の再生の時間だったりとか再生回数だったりとか、この辺りについて、数値で分析を何か秘書広報と連携して撮っていらっしゃるか。その辺り伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田政策企画課長。

○松田政策企画課長　数値の分析でございますが、そこら辺については、まだ落とし込めてないというか、まだ、分析の方ができておりません。今後、御指摘いただいたように、実際にどれぐらい見ていただいているか、そういったところも含めて、少し分析の方をかけながら、次回のシンポジウムにつなげていければというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員　説明資料34ページ、タブレットは42ページになろう思うんですよ。文化スポーツの、要するにサッカー公園のことなんですけど、今後の取組で一番上、サンフレッチェ広島トップチームがということで、実施できる環境整備を改修するというふうに挙がっとるんですけど、あそこは問題があって、ユースの試合があるときに、更衣室は一つしかない。両チームが使う、シャワーはない、そういうとこは以前から指摘されておりますよね。これらのことも含めた、今後の取組、改修するいうところが、含まれておるのかどうかお伺いします。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　計画でございますが、昨年、令和7年度に、サンフレッチェのフロントの方とですね、いろいろ協議をしながら、実際、全部一遍にできれば確かにいいかも分かりませんが、そこまでは、やはり財源が厳しい中、実際に何が必要なのかという、優先順位をつけてくださいということで、いろいろ優先順位をサンフレッチェの方からの要望というかですね、そうしたものを出していただいております。その中には、やはり、まずは練習をするために、照明のＬＥＤ化でありますとか、やはり、雷が危ないということで避雷針の設置であるとか、そういうようないろいろな事業を出していただいております。その中には、議員おっしゃられますような内容も入っておりましたが、まだまだ優先順位とすれば、低かったかなというふうに思っております。しかしながら、そうした計画を、整理しながら、今後、サンフレッチェの方とも協議を進めて、優先

順位をしっかり固めながら、現在の財源そうしたところ、実施時期を設定していければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○児玉委員長　山本委員。

○山本委員　今度、中学校の方も来るいうことなんで、あそこで聞いたら西日本の大会がしょっちゅうありよるいう話なんで、そこの中学校があれば、やっぱり、よそから来た人は、泥だらけで帰らにゃいけん、サンフレの方からその要望が、順位は低い言われましても、ここは吉田中学、吉田高校へそういうことも呼びかけをして、子どもたちに来てもらういうことがあるんで、やっぱり、こっちの方から考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その中で、いろいろ施設改修なんかされとるんですけど、何でその成果の中で、実績値で来られる方が減ったのか、そこらはどうなんでしょうかね。どういうふうに分析されとるんですか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　年間利用者は3万6,457名ということで、前年より減っておるということでございますが、理由といたしましては、サンフレの試合スケジュールにかかるサッカー公園での練習回数が、昨年ちょっと少なかったんじゃないかというところが要因だと思われます。さらには、例年開催されている少年野球の大会だったりサッカー教室が、天候が暑過ぎるというようなことで、中止になったということも聞いております。そうしたところが要因じゃなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　同じところで、活動指標のところで、サッカー公園主催のイベント、目標値3に対して実績1ということなんですけれども、これは成果のところにある、指定管理者はサンフレの方だと思うんですが、指定管理者と3回やってくださいよという話になっていたということなんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　指定管理者の方とも協議をさせていきながら、そうした目標値の方を出させていただきました。令和7年度からサンフレッチェの方が、指定管理の方入っております。そうしたところで協議をいたしながら、目標を3ということにさせていただきました。ちなみにですが、令和8年度、今年度から、やはりサンフレッチェの方とも協議をさせていただく中で、現在3回といったところですが7回に増やしていただけるというような、前向きなことがありましたので、来年度に向けては、また、そうした数の方も増えてくるんじゃなかろうかというふうに思います。

以上でございます。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　指定管理者と合意において3という目標値であって、実績は1だと。先ほど天候のこともあったんですけれども、ちょっとその辺り詳細、3だったものが1になったところの詳細をお聞かせください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　繰り返しになるかも分かりませんが、少年野球が毎年、人工芝の方でやっておられる大会がございます。それと、サッカー大会が、予定されておった大会があるそうなんですが、そちらの方が、天候のためで中止というようなことで、3回やったものが、結局1回しかできなかったということでございます。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　確認なんですが、その少年野球というのが、この指定管理者というか、指定管理者であるサッカー公園、サンフレ主催のイベントの一つだったということで、よろしいんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　主催はサンフレじゃございません。サッカーの大会についても、サンフレッチェの主催ではなく、あくまでも、サンフレッチェさんの方が指定管理者ということでございます。場所を貸すということになるんですが、そういう大きい、これまでやっていただいた大きい大会が、そうした野球大会であるとかサッカー大会であるとか、そういったところを目標値にカウントさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　なぜ、これ聞いているかというと、指標がサッカー公園主催のイベントだからなんですわ。今の説明だと、サッカー公園主催のイベントじゃないですよね、となると、この指標がおかしいんじゃないかという話になってしまうので、その辺りをちょっと伺っています。

○児玉委員長　答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　活動指標の中の指標名が、サッカー公園主催のイベントということで書いてございますので、今、課長の方が説明しましたのは、野球大会については、主催が違いますので、サッカー公園主催のイベントではないというふうに判断しておりますが、目標値の3個につきましては、サンフレッチェ主催のサッカー公園ということで、三つの主催イベントについては、課長の方から説明をさせていただきます。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　サンフレッチェ主催の分につきましては、自治労さらには共済、そして、サンフレッチェ独自のサッカー教室というようなことになっております。そうしたところが、3回ということでございます。

大変、失礼しました。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

下中係長。

○下中政策企画課企画調整係長　三つの行事の具体的な内容を御説明いたします。

一つは、第30回ふれあいサッカーフェスティバル、2個目は、広島県市町村組合サッカー教室、3個目は、国税庁のサッカー教室でした。

1個目のふれあいサッカーフェスティバルは、11月に開催いたしました。

2個目の共済組合サッカー教室は、熱中症の関係で中止となりました。

三つ目の国税庁のサッカー教室は、プロ選手との日程調整がつかずに中止となりました。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　成果指標のところに、同じページの34ページ。タブレット42ページ、このサッカー公園の利用者数等の指標があるんですけど、市が、今、現時点でサッカー公園、令和7年度の際に、サッカー公園で行われる、例えば、いつもの試合だったりとか、そこのイベント関連の啓発に対する実績と取組方のところについて、内容を、ちょっと詳細を伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　今の質疑でございますが、基本的には市の方が、プロモーションということはしておりません。主催さらには主催団体であるとか、サンフレッチェだとかそういったところが、それぞれの組織、また、サンフレッチェのイベントであれば組織サンフレッチェ、そういったところにお任せしているというところでございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　今のを聞くと、総合計画が新しくなった中で、いかんせんサンフレが総合計画の中にも、3本の矢の一つに、観光部門ですけど、それは入っていく部門、関係人口のところでも入ってくると思うんですね。そうした中で、市内の県立高校に通われている、ユースの方の生徒の方が試合、高円宮だったりがサッカー公園でやられている現状もある中で、そこに対しての市内での応援の機運を高めるという面においては、こういう広報の部分というのは、総合計画の見直しの段階で、この事業のところの詳細に総合計画が変わったことに対して、こういうところの適宜の見直しが、7年度時点でかかってしかるべきかなと思うんですが、それ

も総合計画が変わった以降についても、7 年度の時点では、何も特にアクション、改善はなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　議員御指摘のとおり、昨年度については、そうしたプロモーションの方に、一緒になって取り組むというようなことはございませんでした。今後、そうしたサンフレッチェからの情報をいただきながら、市も一緒になって、プロモーションできるような環境、そういったところを整えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　一つ前のページで、資料の 33 ページ、タブレットだと 41 ページ、ここにも活動指標のパブリックビューイングの参加者数とか、サンフレッチェ広島が勝つと、幸せを感じる市民の割合というのが指標で出ておりますけれども、どうしても令和 6 年度よりも 7 年度の方が、参加者数とかについて下がってきている現状で、それを課題と受け止められている様子も見えるんですが、具体的に 7 年度で、この結果についてどのように受け止めて、7 年度の中で改善を図っていかれたかという、その具体的な中身、詳細があれば、もう少し伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　パブリックビューイングの方でございますが、なかなか集まられる日が昨年度悪かったという、これは何かというと、昨年度は、シーズン以降ということもあって、日程がなかなか組みにくかったというのも聞いております。さらには、アウエーの関係、アウエーのときには、割とかなりお客さん来ていただいておるんですが、どうしてもホームになると、当然、チケットも売っておりますし、皆さんホームで見たいと言われる方が多いというようなことでもございます。そうしたところ、昨年度は、やはり反省を踏まえながら、今後、どうしていくかというところについても、今、調整をさせていただきながらですね、パブリックビューイングのイベント開催のときに、イベントを合わせる、さらには、アウエーときには、逆にアウエーのときにしっかり絞り込んでいくという、ホームのときは、実際にホームに行って見てみてください。アウエーときには、こちらでしっかりイベントも含めて、やりますというような絞り込みをしながらですね、来場者の誘客さらには絞り込んだことによって、コストを削減するというような取組もできるんじゃないかというふうに、検討はしているとこでございます。そうしたところを、今年度いろいろ研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員　説明資料35ページ、タブレットで42ページなんですけれども、住宅建設事業の、実施内容の空き家情報バンク、3D－ＶＲ活用のところ 26件というところが、どのように、活用というところの具体的な内容について伺います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　空き家情報バンクの 3D－ＶＲということでございますが、3D用のカ

メラを準備いたしまして、それで、その家を撮影して1周ぐるり見れるというようなものでございます。部屋に入れば、また、後ろ側も見られる、天井も見える、下も見えるというような、いわゆる、本当に 3D、それを活用させていただきまして、家ごとで、そうした写真を映像を撮って、それを今ホームページの方にアップしておるところでございます。そうしたところをすることによって、実際に行かなくても、遠くからでもリアルにその家の状況が分かるというような仕組みになっております。

現状ＶＲ表示にできているのが49件、登録のうち49件が、今、ＶＲ表示になるようになっております。随時、そうしたＶＲ表示で、さらに見てもらいやすいような、内容にできればというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○児玉委員長　佐々木委員。

○佐々木委員　成約につながっている一つの要因であれば、非常にいいのかなというふうに思っているんですけど、そこは成果の方には書かれてなかったんですけれども、活用というところで、成果も上がっているという理解でよろしいんですか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　実際に成果、それを見て来られた方もおられますというのが、やはり、市外、県外の方が、やはり、そうしたところを見られるということであればですね、ここに実際に来なくても、まずは、そこでホームページから見られるといったところで、それを見たということで来られた方もおられます。それが、その家を実際、今、見られて買われるとかどうかといったところについては、まだそこまでちょっと把握しきれてはおりませんが、十分見ていただけることが、増えたんじゃなかろうかというふうには感じております。

以上です。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

藤堂係長。

○藤堂政策企画課まちづくり推進係長　先ほどの空き家情報バンクの 3D－ＶＲ、こちらの方ですけど、先ほ

ど課長の方も申しましたとおりですが、この空き家情報バンクに登録していただいとる物件、これ、あの対象の写真で撮影したものを、掲載させてもらっていたんですけれども、このＶＲについては、先程と立体的に見えるというところで、非常に効果のあるものだということであるんですが、こういったものは全て所有者の方に、こちらの方から登録する上で、ＶＲ撮影をしましょうかどうしましょうかということの確認をし、要望された物件について、させていただいとるいうことであります。ですんで、今、市のホームページは 96 件登録しております。そのうちの 49 件、所有者の方が、現在ＶＲのそういった撮影のされてない物件が載られたときに、所有者の方が要望されましたら、随時ＶＲ撮影をさせていただき、内容の方を発信させていただいとるというようなことの状況でございます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　さっきの質問と重複してしまうかもしれないんですけど、今、3Ｄ－ＶＲで 49 件ということなんですけれども、これまで令和 7 年では、成約数が 37 件あると思うんですけれども、そのうちこの 3Ｄ－ＶＲの物件というのは何件なんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　その件数については把握ができておりません。今、現状で手元に持っておりませんので、また、数字がもし要るようであれば、また、提出させていただければと思います。

以上です。

○南澤委員　審査にということではなくて、参考までにということで。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　資料 29 ページで、タブレットは 36 になると思うんですけれども、成果と課題のところで、成果の一番最後のところ、広島県一体型プロジェクトの採択を受け取組をスタートしたというところで、もう少し詳しく説明いただければ、お願いします。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　広島県・市町一体型プロジェクト、若者定着回帰に向けた市町施策形成支援業務というのがございまして、広島県の独自の事業になっております。その辺で言えば、三次市の方も採択の方を受けておるということを聞いております。この事業でございますが、まずは広島県が流出がかなり続いておる中において、県と市町が一緒になって、若者の定着また帰ってきてもらうような、市町の施策をつくっていこうじゃないかと

いうような取組でございます。令和７年度にその支援業務を受けまして、ヒアリング調査をさせていただきました。

主には、若者世代、子育て世代で、神楽をされている団体で、もう一つが農業者団体、そうした三つの大枠、三つのグループのところでヒアリングをしながら、どうしたものがあれば、どういった事業があれば安芸高田に帰ってきやすいとか、そうしたテーマごとにいろいろな事業、こうしてこんなものができるんじゃないんか、あんなものができるんじゃないかというような、アイデア出しを昨年させていただいておるところでございます。それをもって、本年度、その３グループに分かれたものをもう少し煮詰めて、さらには県の事業、この事業に載せて、事業、新しいものをつくっていくというようなものでございます。まだまだ途中段階でございまして、この事業で県の方も採択できれば、最終的に県の方も合意いただければ、50％の県の権利がいただけると。50％はうちが出して 50％は県が出すと、そして新たな事業を立ち上げるというような、スキームになっているところでございます。まだ、今、現状、その事業スキーム、事業ですね、農業、神楽、子育て、そうした３本のテーマに分かれておるんですが、その３本を全部取っていただけるものなのか、また、一つなのか二つなのか、まだまだこれから、そうした県の方ともすり合わせをしながら、新たな安芸高田市らしい事業をつくっていければというふうに、考えておるところでございます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　同じところで、定住促進事業なんですけれども、地域おこし協力隊について、活動支援を行うと。定着を図る活動をするということで、この令和７年、活動支援をする外部団体が、今、委託をしているところが変更になっていて、今年度については、その業務は外注をしてないということになっていると思うんですけれども、まずは、昨年どうだったのかということについても、所感をお伺いしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　昨年、委託しておりました業者の方と、いろいろ聞取り等もさせていただきましたが、やはり、いわゆる外部業者でございますので、最初の１年目とかいったところについては、やはり安芸高田市内の情報をもってない業者ですので、そこまで詳しく。なかなか人と人とをつなげるというようなところができてなかったのかなと。そういうことで、予算の方も組んでおったんですが、なかなかその業者そのもの動きが取れなかったと、やはり、市外の業者であって、やっぱり安芸高田市の人と人とをつなぐというような、大きなところができてないというのが、正直なところでございます。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員　資料の27ページ、タブレットの34ページ、芸備線対策事業の実施内容の、6 の芸備線の利用促進のところで、促進事業を取り組んだとあるんですが、当初予算で118万2,000円というところで組んであるんですが、課題のところにも、事業活動を啓発していきたいとか、そういったことがあるんですが、実際どのような事業をされて、どれぐらいの執行があったかが分かれば教えてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

藤堂係長。

○藤堂政策企画課まちづくり推進係長　こちらの方へ掲げさせていただいております利用促進事業、また、課題のところの、啓発していくというものにつきましては、現在、広島市、三次市、庄原市それと安芸高田市、4 市で構成しております芸備線対策協議会、こちらの方での、4 市に構成する団体の協議会での実施事業ということであります。この実施事業の内容につきましては、一つは、沿線の自治体そういったところで、芸備線に関わる集客をするような、団体の活動への補助金を出したり、あと、芸備線の写真パネル、そういったことを4市でそれぞれ会場を変えながら展示をしたり、そういったものへの補助金事業助成ということで取り組んでおります。

安芸高田市でも、芸備線沿い、主に向原町、甲田町、また、いうところでの、そういった事業をされとる団体にも、こういった芸備線の対策協議会の取組事業について、啓発をしながら、より芸備線沿いを盛り上げて、または利用促進をしていただくような、そういった取組を進めていくということで、取り組んだものでございます。

以上です。

○児玉委員長　小松委員。

○小松委員　では、令和7年で、安芸高田市で実際、活用事業というところでの実績というのが、分かれば教えてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。

藤堂係長。

○藤堂政策企画課まちづくり推進係長　安芸高田市の方でされました、そのイベントにつきましては、芸備線、福塩線の巡回写真展、そういったものを、実行委員会で組織された団体さんが、安芸高田市のクリスタルアージョで5月から約2週間、写真の展示を行われておるものがございます。

以上です。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

藤堂係長。

○藤堂政策企画課まちづくり推進係長　こちらの方は、事業費の方は15万3,960円ということで、芸備線対策協議会の方が出資されています。

以上です。

○児玉委員長　小松委員。

○小松委員　負担金に対しては、ちょっと安芸高田市での実績というところが、低いんじゃないかと思うんですけれども、周知を検討していくというところで、確認なんですけど、現在はホームページで、これへの対策協議会の活動、事業を啓発をしているのみというところで、よろしかったでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　ホームページもでございますが、パンフレットも、昨年度、作成しております。そして、パンフレットを配布しながら、芸備線を使っていただくというような取組を進めております。

以上でございます。

○児玉委員長　小松委員。

○小松委員　そのパンフレットは、どこで手に入れられるんでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　こちらは、部数の方があまりはないんですが、駅でありますとか市役所、そうしたところで置いております。

以上でございます。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

質疑がまだあるようですが、おおむね1時間が経過しましたので、ここで15時25分まで休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　３時１４分　休憩

午後　３時２５分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、先ほどの南澤議員の質疑に対して、補足説明の申出がありましたので、発言を許可いたします。

松田政策企画課長。

○松田政策企画課長　先ほどの35ページの住宅建設事業のところでございます。

空き家の成約件数 37 件のうち、ＶＲ表示で契約ができたところという件数ですが、19 件がＶＲで表示をした空き家でございます。それが成約に至って全体で37件、うち19件がＶＲですということでございます。

以上でございます。

○児玉委員長　質疑がありますか。

続いて、ほかに質疑がありますか。

新田委員。

○新 田 委 員　定住促進事業、先ほど、同僚議員が聞いたんですけれども、タブレット 29 ページ、資料は 45 から 46 のところなんですけれども、ここで地域おこし協力隊について、この令和 7 年度、新たな取組をということで理解をしておりました。以前、監査請求が入ったいうことで、ルールを今後変えてくというような答弁だったと思うんで、そこら辺り令和 7 年でどう変わったんかというところを、御答弁いただけますでしょうか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　令和 7 年度の活動支援業務につきましては、これまでは協力隊員の日常生活の活動に対しての困り事や退任後の企業に関する相談業務を主としておりましたけれども、今年度の活動支援業務につきましては、研修、協力隊員の質の向上といいますか、いろいろ勉強する場を設ける場が必要であるということで、研修を加えたりですね、あるいは先進地での視察等を支援する業務を活動支援業務に新たに加えて、7 年度の募集の方はいたしました。先ほどもございましたように、今年度につきましては、公募、プロポーザルの募集をいたしましたけれども、応募者がないということで、事業の実施には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員　今、同じところで定住促進事業です。

今、先ほどの松田課長の答弁をお伺いしますと、その協力隊の活動支援について、課題があるんではないかなというふうに思うんですが、その辺りが成果と課題のところを見ても出てきてないところで、現状の活動支援体制も踏まえて、その辺りの課題感だったり、今後の取組だったりというところが、問題もないんだったら問題ないんで構わないんですけれども、その辺りのところを、ちょっとお聞きできればと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　課題といったところですけど、先ほど、部長の方からも触れていただきましたが、今回、今年度については、支援業務というところで応募がなかったということで、現状、今、職員の方が協力隊の方といろいろ日々話をしながら、困り事であるとか、そういったところについても指導、さらには月に 1 回は全体を集めてその状況報告、実際、今、どうしている。次はどうしたい。そういうところを情報共有しながら、横のつながりを、今、深めておるといったところでございます。

一番最初の、私の方が先ほど話もさせていただきましたが、その支援業務の中において、やはり、私どもが知っている情報は協力隊の方にも出すんですが、なかなかそれ以上の踏み込めてないというところは、やはり課題感はあります。人と人とをつなげるという、県、市外、安芸高

田市外から来られた協力隊員さんにですね、安芸高田市民さん、そうしたいろんなところで活躍されている市民さんをつないでいくという、そうしたところが、ちょっと今できてないんじゃないかなというような、課題感は持っております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

続いて、答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　協力隊員の活動支援につきましては、大きく分かれて、まず、安芸高田市を選んでもらって安芸高田市で活動してもらって、退任後も安芸高田市で起業してもらうという、三つのステージがあると思うんですけれども、まず、きっかけづくりの面では、今、活動支援業務がなくなったということで、お試しツアーというのができていないということで、安芸高田市に事前にお越しいただいて、安芸高田市の暮らしとか、安芸高田市の良さを知ってもらうようなきっかけがつくれていない。この部分をできないことで、そういうきっかけがつくれていないのが課題であると考えています。

また、任期中の隊員の活動につきましては、安芸高田市の市の職員の方で、3か月に1回程度ヒアリングをして、隊員の活動状況であるとか日頃の悩みの方を伺っておる状況ですけれども、隊員が、そうは言っても、孤独というか孤立感を感じたりするようなことがないように、やっぱり、もうちょっと日々の日常的なサポートも、必要なんじゃないかなというのが課題であるというふうに考えております。

三つ目といたしましては、卒業後ということなんですけれども、退任後のどういった業で安芸高田市に定着していくかというアドバイスにつきましても、行政ではなかなか行き届かないといいますか、親身に相談には乗るんですけれども、そのゴールまでにちゃんと支援できるかといったらなかなか難しい面もあると考えおりますので、活動支援業務につきましては、そういったフォローをしていただく業務としては、必要ではないかと考えております。しかしながら、今年度、活動支援業務ができていない状況でございますけれども、実は、県の方でも、今年度から協力隊員の相談体制も新たに構築されたということもございますし、県内もですね、協力隊の隊員のメンバーさんがつくられた、いろんな組織等もございますので、そういったところも隊員に紹介しながら、相談窓口、市だけではなくて、県とかそういった団体に相談できるような体制をつくって、フォローしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　同じページで、実施内容の4番、高校魅力向上支援事業で、この年度

だと、用途が決まっているものと自由な使途のもので高校に補助金交付されて、使い道のところそれぞれ書いてあるんですが、使用用途に対しての報告などを受けた中での受け止めですね、あの活用された実績とそこの受け止め評価について、伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　高校の地域の連携強化ということで、高校と地域の連携強化ということで、市の方から学校の魅力を高めるということで補助金の方、昨年度3本柱で出しておりました。

一つ目が、高校応援プロジェクトということで1点、これが学校それぞれに、教育振興であるとかクラブ活動の費用であるとか、そうしたところ、また、地域体験、交流活動、そうしたところの講師のお金、そうしたところで高校応援プロジェクト、生徒が決める100万円、これまた有名になったと思いますんで、その辺あるんですが、昨年度、吉田高校は吉高マルシェでありますとか、向原高校ではフェスタということで、それぞれやっておられます。さらにスタディサプリというアプリを使った学校の教材にございます。そうしたところを、それぞれの高校に人数分配布させていただいて、活用いただいたところでございます。そこの中で、それぞれの高校に、そうした補助金を出してはおるんですが、そのスタディサプリを挙げますと、吉田高校では、やはり、そのスタディサプリというものをしっかり使いこなして、勉強の中にしっかり取り入れたということができたということで聞いております。

向原高校は、そのスタディサプリがちょっと今年は難しい、去年、取り組んだんだけど、そこまで使い余しというような話も聞かせていただきまして、今年度そうしたところを、それぞれの高校で、もっとより使いやすいような補助体系にさせていただきました。そうしたスタディサプリに充てたようなところを、向原高校では、今年は、そうした放課後無料塾であるとか、そうしたような経費の方に替えられるというような、もう少し柔軟性をとったやり方にさせていただいて、本年度スタートしていただきました。

以上でございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　同じページの右側、成果と課題のところの一番下の四角のところなんですけど、広島県一体型プロジェクトの、採択を受けて取組をスタートされたということで、一般質問あたりでも確か三つの市町のうち、一つに採択されてというようなところがあったかと思います。取組スタートされたということで、内容の詳細ですね、年度内でどのような動きがあったのか、詳細を伺えたらなと思います。

○児玉委員長　同じ質疑ということでいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員　先ほどの定住促進のところで、活動支援自体のこれも外注したものですけれども、これについては、現状は行われてないんですが、必要なものというふうに判断されていらっしゃるんでしょうか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　先ほどお話しました、三つの課題を実施するには、行政だけではなかなか難しいので、そういった外部の知見も必要かなというふうには考えておりますが、今年度におきましては、なかなか入札が低調だったということで、再度、事業の見直しを図るということで、現在、広島県であるとか、先ほど申しました協力隊の組織する団体とか、そういったところにいろいろ聞き取りさせていただいたり、あるいは先進地の視察とか勉強、ウェブでの勉強会等も含めて、どういった支援の在り方が一番ベストなんかというのを検討させていただく段階に入っているということです。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員　続いて、次のページ、30 ページ、ふるさと応援寄附推進事業で、新たな受付サイトを六つ開設したということなんですけれども、このサイト開設については、特に費用が係るものなのか否なのかについて、お伺いしたいと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　新たなサイトというところにつきましては、基本的に手数料がサイトの方へ入るということですので、そのサイトに対して、開設することに対しての費用はかかりません。

○児 玉 委 員 長　南澤委員。

○南 澤 委 員　商品をウェブサイトに載せていく作業というのが発生するかと思うんですけど、その辺りも含めて、サイトを増やすことによって、特にコストかからないという認識でよろしいんでしょうか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　そちらについても、いわゆる中間事業者が今入っておりますので、そこを頭にそれぞれのサイトの方に、掲載の方していただいとるということで、そこにつきましても費用の方はかかりません。

以上です。

○児 玉 委 員 長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員　続いて、31 ページの地域振興推進事業のところなんですが、昨年度から地域、県のサポートを受けて、成果のところ課題のところにもあり

ますが、地域ワークショップの取組が始まっているんだろうと思います。これについては、このワークショップをすることによって、どのような未来につながっていくようなイメージを持っていらっしゃるのか。その辺りを、具体的にお伺いしたいと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　7 年度、ワークショップを開催、そこにワークショップの方ですね、取り組んだ団体が 8 団体、8 振興会になります。吉田が 2 振興会、八千代が 2 振興会、美土里が 1 振興会、高宮が 2 振興会、甲田が 1 振興会、それぞれ、取組内容、実施事業、そうしたところを、それぞれの振興会で話し合っていただいて目指すべき姿、ゴール、それもそれぞれの振興会により様々でございます。例えば、若い世代を執行部に取り込み、持続可能な役員体制をつくるというような振興会もあったり、若い世代とイベントを通して交流することで、振興会の活動に理解と興味を持ってもらうというような取組、それぞれ 8 振興会ございましたが、8 それぞれに目指す姿、ゴールが違っておる。そして、違ってはいますが、やはり、そうしたこのワークショップを通じて、とにかく振興会の方の活性化を図っていこうというような話合いになっているところでございます。

以上でございます。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　今、課長の方が、目的の方を答弁させていただいたんですけれども、目指すべきところといいますと、やはり、この話合い、サポート活動、いわゆる県とか、そういったコンサルのサポートがなくなっても、地域がですね、継続的に話合いができるような仕組みにしていくというのが、目指すべきところでありまして、そこに市役所でありますとか集落支援に入ってきてですね、円滑といいますか発展的な話合い、サポート活動を継続していきたいと考えておりますし、現在、8 振興会という話もございましたけれども、この話合い活動が、32 の振興会全てに広がりを見せるというのが、目指すべきところであります。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　あと 28 ページの資料の 36 ページ、タブレットだと。こちらの成果と課題の成果で、ウェブ予約の導入のところがあったと思いまして、実際の登録開始が 3 月の 26 日なんで、ほとんど年度末にはなっていると思うんですけど、ここの利用者の利用登録が始まるというところ、今できている完成品のものだったりとかについては、おおむね想定どおりのものができたという扱いでよろしいか、伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　ウェブ予約の件でございますが、委員御承知のとおり、取組が年度末ということではございました。現状の数値でいけば、メールの登録者というのが、42 名の方に、今、現状扱っていただいております。基本的には、10 代、20 代、30 代、40 代ぐらいまでの方が、そうしたメールフォームを使って御利用いただいておるというところでございます。

目的どおりかどうかというところにつきましては、まだまだこのＰＲをしながら、ウェブ予約の方に移行していただければという思いは持っておりますが、まだまだ周知の方に至っていないというのが現状でございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　利用者というか申込者の数は、8 年の分で聞こうと思ったんで、回答いただいて、ありがとうございました。

1 点聞きたかったのが、予算的にはウェブ予約受付導入費で、326 万 7,000 円かかっている状態で、自身もちょっとウェブ利用登録してみて、予約受付の実際進んではみたんですけど、いかんせんＵＩが使いづらいのかなという部分が、自分が操作しているタブレットだったりスマホだったり、いろんな端末で操作する中で、ちょっと使いづらさみたいなのがあったので、こういう部分は、あくまでこの予算をつけられつくっていく中で、どうしても予算的なもので何か制限があって、思うようなユーザー、インターフェースの良さにならなかったのか。当初の想定どおりに、これがつくれたものなのかというところを、一点お伺いしたかったです。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　今、御指摘いただいたとおり、実際に、まだつくって始まったばっかりでございます。今、指摘いただきましたように、ユーザーの方がですね、これは使いにくいというようなことがあれば、そうしたところを、また、何らかのことで意見をいただきながら、少し変更するというのも、今後、検討していかないといけないんじゃないかというふうには考えております。また、それにつきましても、少し実際にユーザーの方の声を聞かせていただくような、何らかの方法をつくっていければというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　続いて、答弁を求めます。

黒田部長。

○黒田企画部長　このたびの、お太助けワゴンのオンラインの予約なんですけれども、市独自のカスタマイズができるような状況、それと、また、予算の関係で、市独自のカスタマイズをしてないということで、若干使いづらさはあるのかなとは思うんですけれども、一応、思いとしては、登録に必要

な最低限の情報ということで、極力申込みの方に負担をかけないつもりで作成したということでございます。

先ほど、課長が申しましたように、利用者につきましては、今後、さらなる広報を進めて、登録者数を増やしていきたいという考えでございます。

○児玉委員長　益田委員。

○益田委員　決算の範囲で聞けるところを聞きたいんですが、この予約受付導入費の範囲内で、例えば、そういった改善というのができるものなのか。やっぱり、都度そういった改善だったりの依頼をかけるごとに、何かしらの費用というのがかかってしまうものなのか。もう少し詳細をちょっと伺いたいなと思います。

○児玉委員長　答弁を求めます。

松田課長。

○松田政策企画課長　今後、そのシステムをやり替えるとかいうことになれば、新たな費用、経費の方がかかってくるということでございますので、そこにつきましても、慎重に声を聞きながら、進めていければというふうに思います。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって、政策企画課に係る質疑を終了します。

次に、ＤＸ推進課の決算について説明を求めます。

大下ＤＸ推進課長。

○大下ＤＸ推進課長　それでは、ＤＸ推進課の決算について説明します。

説明書の 36 ページ、タブレットの 44 ページをお開きください。

電算システム事業です。

この事業は、住民記録、税など、76 の基幹業務システムの運用、一人１台パソコンのライセンス管理や不具合対応を行っています。

実施内容ですが、基幹システム標準準拠対応業務として、住民記録や税、福祉などの基幹システム 17 業務について、既存システム等の仕様調整やデータ整合性確認などを行いました。

成果と課題です。

成果は、生活保護システムの標準準拠対応を、予定どおり完了しました。

次に、課題です。

住民記録、税、福祉などの基幹システム、17 業務の標準準拠対応については、開発の遅れなどから完了に至らず、次年度へ繰り越しとなったことです。

続いて、説明書の 37 ページをお開きください。

タブレットは44ページのままです。

地域情報化推進事業です。

この事業は、市の光ネットワーク環境を生かした、情報化の取組を行っています。

実施内容ですが、携帯電話不感地域の解消に向けた取組と、お太助けフォンの更新となる、お太助けアプリ導入に必要なカスタマイズを行いました。

成果と課題です。

成果は、高宮町船木地区に基地局を設置し、不感地域の大部分が解消されたことです。

次に、課題です。

新お太助けフォン、いわゆる専用タブレットとお太助けアプリへの更新に向けて、内容や更新手続を継続して、周知していく必要があることです。

続いて、説明書の38ページ、タブレットの46ページをお開きください。

光ネットワーク管理運営事業です。

この事業は、防災事業や緊急告知放送など、行政情報を迅速かつ確実に伝えるため、「あじさいネット」お太助けフォンで利用する光ケーブルや、電気設備等の保全管理を行っています。

実施内容ですが、設備の維持、保守管理に関わる経常的な事務や、電柱の新規設置や道路工事などに伴う移転工事、ケーブルの保守に関する事務を行いました。

成果と課題です。

成果は事業者と連携を取り、被災箇所の保守業務を迅速に行いました。

次に、課題です。

八千代地区の一部で残っている有線化について、広報の検討がまとまらず実施できなかったことです。

続いて、説明書の39ページをお開きください。タブレットは46ページのままです。

情報教育推進基盤整備事業です。

この事業は、文科省が策定した第四期教育振興基本計画等を基に、各小・中学校に情報端末、電子黒板など、情報教育に関する基盤整備を行っています。

実施内容ですが、児童生徒用の一人1台パソコン更新、校務系サーバーとネットワークの保守、学習系ネットワークの保守、統合型校務支援システムの運用保守を行いました。

成果と課題です。

成果は、児童生徒用一人1台パソコンを、広島県内の市町による共同調達により実施したことにより、スケールメリットを生かしたコストダ

ウンが実現しました。
次に、課題です。
県内市町で、クラウド型校務支援システムを、共同調達する方向で進めておりますが、現在の校務支援システムとは運用が変わることから、教員の方への負担がかかることです。
以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
熊髙慎二委員。

○熊髙（慎）委員　36ページ、タブレット44ページで、電算システム事業についてお伺いいたします。
最終予算額と決算額の差があるんですけれども、繰越しを考えても2,300万円の差がありますが、要因を教えていただけますか。

○児玉委員長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
大下課長。

○大下DX推進課長　最終予算額と決算額の差について、大きいものが2点あり、一つが、ガバメントクラウド使用料、こちらが約1,350万円残り、もう1個、基幹システム使用料が約500万円残と、この二つが1,850万円で大きい残となっております。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。
南澤委員。

○南澤委員　同じところ、電算システム事業の実施内容の1の、(2)で標準システム本稼働が、ベンダーの開発遅れによって遅れているというところなんですけれども、ベンダーの開発遅れというのは、安芸高田市の業務に合わせて、カスタムをしていくところで発注したものが遅れているのか。単純にメーカーの方の遅れなのか。その辺りちょっと確認させてください。

○児玉委員長　答弁を求めます。
大下課長。

○大下DX推進課長　基幹システム標準準拠対応が遅れている要因ですが、基本的には、開発元のパッケージの開発が遅れているところが大きな要因となります。ということで、遅れているのは、基本的には安芸高田市だけではなく、全国的に多くの団体が、事業を年度を遅らせていっているというようなことがありまして、この辺りの要因は、国の方も標準仕様を現段階でもどんどん変えていっておりますので、なかなかベンダーの開発スピードが上がってこないというところも要因になっております。
以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって、ＤＸ推進課に係る質疑を終了しま

す。
それでは、ここで企画部全体に係る質疑を行います。質疑はありませんか。
南澤委員。

○南 澤 委 員　同じく、36 ページのＤＸ推進課の電算システム事業のところで、その成果指標ですね、職員が対応したシステム照会書の割合と書いてあるんですけど、ここもちょっと、うまくこの文言から、どういった指標になっているのか、うまく理解できずにおるので解説をお願いできればと。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
大下課長。

○大下ＤＸ推進課長　なかなかどういった形のものを、成果指標に挙げればいいんかというところをもう苦慮しているところではあったんですが、基本的には、システム照会書いうのは、担当課から、こういった特殊なデータ抽出をお願いできないかとか、ちょっとこういったところの対応ができないかというような依頼を、文書というかデータで残すためにいただいたり、やり取りしているものになるんですが、基本的には、できるだけ保守ベンダーの方に、この照会書を依頼してやってもらっているもんになるんですが、中には職員が時間をかけて、対応したりというのがあって、これを減らしていかなくてはいけないというところで、ゼロにはならないんですけれども、ちょっと減らすように目標というか、挙げているものになります。

○児 玉 委 員 長　南澤委員。

○南 澤 委 員　これもうシステムベンダーに、依頼をすれば、その分費用が係るのかなと思うんですけれども、そういう類いのもんではないんですか。どうなんですか。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
大下課長。

○大下ＤＸ推進課長　基本的には、保守契約の範囲内で行っているものが、ほとんど全てになります。中には、ちょっと法改正対応等に絡むものもあったりするんですが、そういったものは、また、別で法改正等の対応で、予算を立てて、別対応ということになっております。

○児 玉 委 員 長　南澤委員。

○南 澤 委 員　今のお話であれば、もう職員が対応せずにどんどんどんどんベンダーにお願いをしていけば、済む話なのかなと思ってしまうんですけれども、これが成果指標になっているというところの意味合いを、もう少し解説いただければと思います。

○児 玉 委 員 長　答弁を求めます。
大下課長。

○大下ＤＸ推進課長　まさに委員のおっしゃるとおり、可能な限りはベンダーへ依頼をするようにしているんですが、中にはちょっと奇異な物を扱うこともあっ

たり、ちょっと委託先に出せないものもあったりなんですが、それでも減らしていくようにやっていこうというような形で、目標を立ててやっておるようになります。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員　うまく今の説明で、それでもベンダーに投げればいいじゃないかと思ってしまうんですけど、それが、たまってしまうというか、職員で巻き取らなければいけないものが出てしまう。何をどうしたら、それが減っていくのか。どういう仕事目標なのかというのが、いまいちよく分からないんですけれども、もう少し誰か説明していただけないですか。

○児玉委員長　暫時休憩とします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　４時　００分　休憩

午後　４時　０２分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、会議を再開します。

引き続き、答弁を求めます。

大下課長。

○大下ＤＸ推進課長　職員で対応している件数なんですが、現状ではなかなかゼロにならない、なりにくいものではあるんですが、やり方とか、ベンダーとの契約の内容とかも調整して、何とかゼロに持っていっているように、今後進めていきたいと思っております。

○児玉委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって全体質疑を終了し、企画部の審査を終了します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩といたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　４時　０３分　休憩

午後　４時　０５分　再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○児玉委員長　休憩を閉じて、会議を再開します。

これより会計課の決算について審査を行います。

要点の説明を求めます。

竹本会計管理者。

○竹本会計管理者（兼）会計課長　会計課の決算について説明いたします。

説明書の 135 ページ、タブレットで言うと 142 ページをお開きください。

会計管理事業です。

この事業は、現金の出納及び保管等の出納事務を行っています。

実施内容ですが、迅速、適正な支払い事務を行うため、担当職員への指導を随時行いました。また、その際、電子決済事務に対応した、財務会計事務の手引き改訂版を活用しております。

次に、成果と課題です。

成果は、総支払い件数に占める、電子データによる振込件数の割合は94.92％と、前年度とほぼ同水準を維持し、また、相手先口座の消滅や異動等による振込不能件数は128件と、前年度より減少し、振込適正化率としては99.80％と高い水準を維持しております。

次に、課題です。

職員の事務処理能力の向上が挙げられ、今後も交付金の適正な管理のため、取組を継続していきたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

○児玉委員長　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって、会計課の審査を終了します。

次に、行政委員会総合事務局の決算について審査を行います。

要点の説明を求めます。

大﨑行政委員会総合事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長　行政委員会総合事務局の決算について説明をいたします。

説明書の164ページ、タブレットの172ページをお開きください。

監査委員事業です。

この事業は、安芸高田市監査委員監査基準に基づき、各種の監査などを実施するものです。

実施内容ですが、定期監査をはじめ、7 種類の監査などを行いました。

次に、成果と課題です。

成果は、年間監査計画のとおり実施し、その結果をホームページで公表しました。

課題は、文書を電子化に対応した監査ができるよう、手法を研究する必要があること。また、監査の平準化のために、監査マニュアルを作成する必要があります。

続いて、165ページ、選挙管理委員会事業です。

この事業は、選挙管理委員会の事務及びこれに関する事務を行うものです。

実施内容ですが、委員会を10回開催し、議案77件を審議しました。また、検察審査委員及び裁判員、それぞれの候補予定者を選定しました。

次に、成果と課題です。

成果は、必要な議案を審議するとともに、委員会の事務を行いました。

課題は、選挙制度の改正に応じて、必要な事務を行う必要があります。

続いて、166 ページ、タブレットの 174 ページをお開きください。
選挙執行事業です。
この事業は、公職選挙法に基づき、各種選挙の執行管理を行うものです。
実施内容ですが、参議院議員通常選挙、広島県知事選挙及び衆議院議員総選挙の事務を執行しました。
次に、成果と課題です。
成果は、法令に基づき、適正に管理執行することができました。
課題は、適正な選挙執行体制を維持するため、事務処理要領の点検等に、継続して取り組む必要があります。
続いて、167 ページ、公平委員会事業です。
この事業は、勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての審査請求に対する裁決などを行うものです。
実施内容ですが、加盟する連合会の総会、研究会に参加しました。また、委員会を 1 回開催しました。
次に、成果と課題です。
成果は、管理職員等の範囲規則を改正しました。
課題は、審査請求や措置要求を迅速、適正に処理するため、今後も知識の習得に努める必要があります。
最後に、168 ページ、タブレットの 176 ページをお開きください。
固定資産評価審査委員会事業です。
この事業は、固定資産評価価格に関する不服審査申出の審査決定を行うものです。
実施内容ですが、委員会を 1 回開催し、研修会に 1 回参加しました。
次に、成果と課題です。
成果は、委員会の円滑な運営のため、研修会に参加しました。議題は、迅速かつ適正な審査決定のため、引き続き知識の習得に努める必要があります。
以上で、説明を終わります。

○児 玉 委 員 長　以上で、説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
南澤委員。

○南 澤 委 員　今の最後の 168 ページ、タブレットの 176 ページの活動指標のところで、審査申出 1 件に係る委員会開催日数というのが、もう目標値は 4 で実績値がハイフンがあるということなんですけど、これは一般的に審査申出があれば、4 回は委員会を開催しないといけなくて、ここ数年は申出がないと、不服申出がないという理解でよろしいんでしょうか。

○児 玉 委 員 長　ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。
大﨑総合事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長　この 4 回という数字なんですが、予算を組む上でこの 4 回という数字

を挙げておりますけど、必ずしも4回開くということではないんですが、可能性として1回審査が申出があれば、4回程度やる可能性がありますので、この4回という数字を挙げさせてもらっております。少なくとも、この5年以内では、この審査の申出というのは出たことがありません。

以上です。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　となると、その活動指標として、ふさわしいものなのかどうなのかというのは、ちょっと率直に感じてしまうんですが、その辺りはどのようなお考えでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長　活動指標が4回、委員会開催の4回ですが、この固定資産評価審査委員会というのが、審査の申出がないと何もない、1回は会議を開いてというのはあるんですけど、それ以外で集まるということがないことなので、この指標として挙げるというと、この委員会の開催の予定というぐらいしか、ちょっと挙げようがないのかなと思っているんですが、そういう意味で、この4回というのを、ちょっと挙げさせてもらっているということです。

○児玉委員長　南澤委員。

○南澤委員　今日の冒頭の方でもあったやり取りだと思うんですけれども、無理になければいけないわけではなくて、なくていいものであればないというか、あえてですね、その指標に挙げなくても良いのかなというところが、答弁であったと思いますので、その辺は、また、来年度に向けて協議の方をしていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長　御指摘の意見に基づいて、来年度に向けてまた考えを、また、検討していきたいと思っております。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員　資料の164ページ、タブレットだと172ページです。

監査委員事業で、成果と課題のうち、課題のところ、文書の電子化に対応した監査ができるように、手法を研究する必要があると。監査マニュアルを作成する必要があると記載がありまして、上の電子化対応の手法研究は、令和4年からずっと同じ文書、監査マニュアルの作成の必要があるのは、昨年、令和6年度分から2年連続でこの課題となっているんですが、それぞれの進捗状況というのをお伺いしてよろしいでしょうか。

○児玉委員長　答弁を求めます。

大﨑事務局長。

○大﨑行政委員会総合事務局長　この文書の電子化に対応した監査、まず、電子化に対応したマニュアルというのが監査ということなんですけど、この文書の電子化というのが、県内でも随時行って、各市町も行っているんですが、まだ、全部がやっているわけではないというような状態で、よその自治体の様子などを聞きながら、どういうふうにしようかというのを考えている状況なんですけど、なかなかちょっといい手法というか、効率的に、当然、1個ずつ見ていけば見れるんですけど、そういう手間をかけずに、電子データを抜いてこの処理をしたいとか、そういうようなことを、うまくできるような方法というのが、なかなか見つけられなくて、そういう先進事例があればいいんですけど、各市町もまだ試行錯誤のような状況で、なかなかどういうふうにすればいいかというのを、まだ見つけられてない状況にあります。

それと、監査マニュアルの作成についてなんですが、先ほど言った電子化についても絡むんですが、このマニュアルをどういうふうな、平準的な監査のレベルを保つために、そのマニュアルを作成したいんですが、今、電子化についての方針というのが決まってない状況であり、それについて、どういうふうに平準化できるようなマニュアルがつくれるのかなというのが、よその自治体にも聞いて、資料をもらったりもするんですが、この電子化に対応しているようなことは、まだどこもされてないので、この辺のところを、また、これから研究をしていかないといけない状況になっております。

以上です。

○児玉委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○児玉委員長　質疑なしと認め、これをもって、行政委員会総合事務局の審査を終了します。

以上で、本日の日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

次回は、明日18日、午前10時より再開いたします。

大変お疲れさまでした。

〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜

午後　4時19分　閉会